

岩手県知事 達増 拓也 殿

2017年度岩手県予算
に関する申し入れ

2016年12月22日

日本共産党岩手県委員会

委員長 菅原 則勝

県議会議員 斉藤 信

高田 一郎

千田美津子

2017年度岩手県予算に関する申し入れ

安倍政権は、これまでの自民党政権にはなかった、突出した危険性をあらわにしています。昨年9月、安保法制=戦争法を強行成立させるとともに、先の臨時国会では国民の多数が反対しているTPPと関連法、年金カット法、カジノ法の採決を国会を延長してまで強行しました。立憲主義を破壊した政治は、権力行使に抑制がなくなり、強権・独裁政治となっています。安倍政権の強権政治=暴走政治は、この政権の「強さ」ではなく、古い自民党政治が、深刻な行き詰まりに直面し、国民との矛盾をいよいよ広げていることの表れにほかなりません。

安倍政権は、内戦状態にある南スーダンPKOに自衛隊岩手駐屯地の約30人を含む350人の東北の部隊を派兵し、「駆け付け警護」など、戦争法に基づく新任務を付与しました。戦後初めて「殺し殺される戦争」に参戦させられる危険が現実のものとなっています。ただちに自衛隊の撤退を求めるとともに、戦争法廃止を強く求めます。

「アベノミクス」が始まって4年になりますが、その行き詰まりと破たんは明らかになっています。「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざすという掛け声の下、日銀の「異次元金融緩和」や3年間で4兆円もの企業減税によって、大企業は3年連続で「史上最高益」を更新し、大株主など富裕層にも巨額の富がもたらされました。一方で、労働者の実質賃金は3年間で、年間17.5万円も減り、家計消費は実質13ヵ月連続で対前年比マイナスとなっています。格差と貧困の拡大は、日本経済と社会の大問題となっています。トランプ次期米大統領がTPPからの「離脱」を表明しているもとの、TPPの発行は絶望的になっています。こうした中でのTPP批准の強行は、無意味なだけでなく今後の日米2国間協議でさらなる譲歩が求められる危険なものです。輸入米価格が実際は20%も安く販売されていましたが、その県内コメ生産に与える影響は53億円にも及ぶものです。多国籍企業の利益を最優先させるTPPではなく、各国の国民生活と各国の経済主権を守る公正・平等な貿易と投資のルールこそ作るべきです。福島原発事故の原因も収束も明らかにならない中での原発の再稼働・原発輸出も許されません。圧倒的多数の沖縄県民の民意に背を向けて米軍新基地建設を強行することは地方自治と民主主義を踏みにじるものです。

安倍暴走政治の4年間は、野党と市民が国民の願いにこたえる旗印を掲げ、連帯してたたかえば、これを打ち破ることができることを示しました。安倍政権の暴走をストップさせることは、平和と民主主義、立憲主義を取り戻し、国民のくらしと農林水産業を守り、地方自治と地域経済を守る最優先の課題となっています。日本共産党は、野党と市民の共闘をさらに大きく発展させ、安倍政権を打倒し、自民党政治を終わらせ、野党連合政権の実現を呼びかけています。

東日本大震災津波から5年9ヵ月余が経過しました。応急仮設住宅で6年目の寒い冬を迎えている被災者は5589戸、11691人(11月末現在)となっており、人数でピーク時の36.8%となっています。みなし仮設を含めると6997戸、15385人、ピーク時の34.8%が仮設暮らしの生活を強いられています。

東日本大震災津波からの復興は、引き続き、県政最大の課題です。被災者の命とくらしを守る課題は復興の中心課題であり、すべての被災者、被災事業者を対象に、生活の再建と生業の再生を支援し、被災者の見守りを強め孤独死を出すことなく、住宅の確保と安定した雇用を確保し、被災者一人一人の生活を再建することは復興の最大の課題です。県が、被災者の命綱となっている医療費・介護保険利用料の免除措置を来年12月まで継続実施することを明らかにしたことは重要です。社会保険加入者を含め、国の責任で復活・実施することを求めるべきです。住宅再建に国が500万円以上の支援を実現すること。被災地の基幹産業である漁業・水産業の復興と再建をめざす全ての事業者グループ補助や県の補助などの支援を拡充することは引き続き重要な緊急課題です。地域の再建とまちづくりはコミュニティの確保を柱に、地域住民の協議と合意を踏まえて進める必要があります。

8月30日に発生した台風10号災害は、死者20人、行方不明者3人、被害総額1450億円となり、水害では戦後最大規模となりました。被災者の住宅確保と商工業者の再建、抜本的な河川改修などの災害復旧事業の取り組みを迅速に進めることが求められています。東日本大震災の被災地での災害であり、二重に被害を受けた事業者も多く、大震災並みの対策が求められています。

東日本大震災津波からの復興、台風10号災害からの復旧・復興という大災害からの復興に取り組んでいる時だからこそ、大震災津波、台風10号災害の検証と教訓を踏まえて、福祉と防災を大事にした県民の暮らし最優先の県政を進めるべきです。

以上の立場から、東日本大震災津波からの復興と台風10号災害からの復旧・復興、福祉と防災を大事にした県政の実現へ、以下の項目について十分勘案し取り組まれるよう申し入れます。

【第一部】 安倍政権の暴走政治をストップし、南スーダンPKOからの撤退、戦争法廃止、立憲主義と民主主義をとりもどす。消費税 10%増税中止、格差と貧困なくし、TPP ではなく、農業と経済主権守る政治を

安倍政権の暴走をストップし、南スーダン PKO への「駆け付け警護」等の新任務付与の撤回と派兵撤退、戦争法廃止、立憲主義と民主主義を取り戻すことは、国政の最大の緊急課題です。「戦争する国」づくりを許さず、日本の国際貢献は、憲法 9 条に立った非軍事の人道支援、民生支援の抜本的強化へと転換すべきです。先の臨時国会で、国民の多数が反対していた TPP と関連法、年金カット法、カジノ推進法を国会を延長してまで強行したことは、安倍政権の突出した危険性を示すとともに、行き詰まりを示すものです。アベノミクスの下で消費税が 8%に増税される一方で、大企業には 3 年間で 4 兆円もの減税が行われ、大企業は 3 年連続で「史上最高益」を更新し 300 兆円を超える内部留保をため込んでいます。しかし、労働者の実質賃金は 3 年間で年額 17.5 万円も減り、家計消費は実質 13 ヶ月連続対前年比マイナスとあっています。格差と貧困の拡大は日本の経済と社会の大問題となっています。経済政策の転換が必要です。原発再稼働に反対し、「原発ゼロの日本」をめざすことは、国政の熱い重大争点となっています。名護市辺野古付近でオスプレイが墜落する重大事故が発生しました。沖縄名護市辺野古への米軍新基地建設は絶対に許されません。

野党と市民の共闘をさらに大きく発展させるなら、安倍政権の暴走をストップし、安倍政権を打倒し、自民党政治を終わらせ、野党連合政権をつくる可能性が開かれます。立憲主義、民主主義、平和主義を貫く新しい政治—すべての国民の「個人の尊厳」を擁護する新しい日本への道を開くことができます。

- 1、南スーダンPKOへの「駆け付け警護」等の新任務付与に反対し、派兵の撤退を求めること。憲法違反の戦争法廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、立憲主義の回復を政府に強く要望すること。日本の貢献は憲法 9 条に立った非軍事の人道支援、民生支援の抜本的強化に転換するよう国に求めること。
- 2、アベノミクスは中止し、格差と貧困を正す経済政策に転換を図ること。消費税 10%増税は中止するよう政府に求めること。
- 3、日本と岩手の農業を破壊する TPP からの撤退、多国籍企業の利益優先でなく、各国の国民生活、経済主権を守る公正・平等な貿易と投資のルール確立を求めること。
- 4、原発再稼働を許さず「原発ゼロの日本」をめざすこと。原発被害の全面賠償を求めること。再生可能エネルギーの飛躍的普及を図ること。
- 5、沖縄名護市辺野古への米軍新基地建設に反対すること。墜落事故を起こしたオスプレイの配備に反対し、撤去を求めること。米軍の低空飛行訓練の中止を求めること。
- 6、憲法改悪を許さず、憲法を生かした政治の実行を求めること。

【第二部】 東日本大震災津波からの復興と台風 10 号災害の復旧・復興の取り組み
—すべての被災者の生活再建と生業の再生を最優先に、地域社会と地域経済の全体を再建する復興を

大震災津波から 5 年 9 ヶ月余が経過しました。11 月 30 日現在、死者 4,672 人、震災関連死 461 人(前年比+4)、行方不明者 1,123 人(-2)、合計 6,256 人(+2)、建物被害は全壊(19597)・大規模半壊(2525)・半壊(4044)・一部損壊(18925)で合計 45091 棟となる戦後最大の災害となっています。震災関連の自殺が 34 人(+5)、孤独死も 42(+3)人に及んでいます。このうち災害公営住宅での孤独死が 9 人となっています。被災者の状況は、応急仮設住宅(5589 戸、11691 人)、みなし仮設住宅(1408 戸、3694 人)、県内在宅被災者(7154 戸、15288 人)、災害公営住宅(3463 戸、6500 人)、県外避難(1470 人)、合計 17614 戸、38643 人となっています。災害公営住宅の整備は 5694 戸の計画に対して 11 月末現在で 4283 戸、75.2%の完成となっています。土地区画整理事業や防災集団移転事業など面的整備事業の宅地区画は来年 3 月末までに 4196 区画、7811 区画の計画に対して 54%にとどまる見込みです。

被災者は応急仮設住宅から災害公営住宅や自立再建へ大規模に移行するさなかにあります。しかし、住宅確保の見通しを持たない被災者も少なくありません。9 月末現在、応急仮設住宅入居世帯 7151 世帯中、3378 世帯が自立再建、2127 世帯が災害公営住宅の意向を示していますが、1088 世帯、15%が未定・未報告となっています。狭い仮設住宅でのストレスと生活苦から命と健康が脅かされています。すべての被災者を対象にして必要な支援を強化すべきです。とくに、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を、県が 1 年継続を決めたことは重要ですが、国の責任で復活させ、社会保険加入者も対象とすること。住宅再建に国の被災者生活再建支援金を 500 万円以上に引き上げるとともに県としてもさらなる支援を拡充すること。事業者の再建へグループ補助(16 次まで 148 グループ、1396 者、828 億円交付決定)などの支援策を拡充し、すべての希望者を対象として、継続実施することは重要な課題です。

緊急雇用創出事業による雇用実績は、昨年度で基本的に終了しており、今年度は 277 人、累計では 35565 人の実績となっています。事業復興型雇用創出事業は昨年度から条件が変更され、240 人、今年度は 58 人に激減し、累計では 17939 人、他事業を含めて 19150 人の雇用確保となっています。復興事業等で沿岸被災地の雇用保険被保険者数は 2775 人増(10 月 1 日現在)となっているものの、地場産業である食料品製造業は 1445 人減少しています。被災事業者の復興は途上であり、とくに労働者の確保が遅れており、人材確保の取り組みの強化が求められています。

I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に―国政上の6つの緊急課題

- 1、建設費が高騰している被災者の住宅再建に、国の被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円に引き上げること。平成30年4月10日となっている申請期日を延長するよう求めること。
- 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国として復活し、社会保険被保険者も対象となるようにすること。被災者の「孤独死」を出さない対策、見守りの取組を抜本的に強化すること。
- 3、グループ補助の拡充・改善をはかり、事業者の再建が進むまで継続すること。仮設店舗等の営業継続への支援と事業者の本設への支援策を講じること。
- 4、JR東日本の責任でJR山田線の早期復旧を行うこと。JR大船渡線の復旧については、全線開通から80年の歴史を踏まえ、鉄道での復旧を再検討すること。特定被災地公共交通調査事業を災害公営住宅や防災集団移転地を經由できるよう改善し、継続実施すること。
- 5、東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で汚染されたほだ場・ほだ木の処理、側溝汚泥の除去、山林の除染など徹底した除染と全面賠償を求めること。とくに小中学校や保育園・幼稚園等に保管されている汚染土壌等について、国が早期に処理方針を示すよう求めること。
- 6、2016年度以降の復興事業費の地元負担の撤回を求め、国が責任を持って復興財源を確保するとともに、復興交付金事業の厳しい査定を改善し、地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。

II、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を

- 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること
 - 1) 被災者の国保・後期高齢者医療費の免除や介護保険利用料等の免除措置を、県独自に来年度以降も継続実施すること。
 - 2) 震災関連の自殺、孤独死の防止のために、保健師と生活支援相談員の増員をはかり、継続的な見守り支援と心のケア対策、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。仮設団地と災害公営住宅に支援員を配置し、コミュニティと絆の確立に特別の対策を講じること。
 - 3) 震災関連死の申請の周知徹底を図り、長期にわたる避難生活という被災者の実態を踏まえた審査を行うこと。再審査請求についても周知すること。被災市町村で審査できる体制を確立すること。
 - 4) 被災地福祉灯油等特別助成事業は、内陸に避難している被災者を含め実施すること。

- 5) 防災集団移転事業による自治体への土地買い上げが所得とみなされ、住民税、国保税、介護保険料が大幅に引き上げとなり、居住費・食事代の補足給付の軽減措置が受けられなくなるなどの事態が生じています。国は今年8月から特例措置を実施したが、全世帯の現金・預貯金等の合計が450万円以下の要件が厳しく、まだ誰も対象となっていない。要件の緩和とさかのぼって実施することなどの改善を強く求めること。県独自にも可能な対策を講じること。
- 6) 保証人を義務付けることなく、災害援護資金を使いやすく改善し活用を進めること。義援金や災害弔慰金等の受給を理由とした生活保護の打ち切りは中止すること。
- 7) 特定被災地交通確保調査事業の改善・拡充を求め、仮設住宅や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通の確保のために、ワンコインバスやデマンドタクシーなど、きめ細かい対策を講じること。
- 8) 仮設住宅団地とともに災害公営住宅の集会所・事務室に、見守りとコミュニティ確立支援のために支援員を配置すること。市民交流プラザの取り組みを広げること。集会室にはテレビ、椅子・机、ストーブ、カラオケセット等を設置し、入居者が交流し、自主的な活動ができるよう支援すること。応急仮設住宅の空き室は正月やお盆などでの家族等の帰省にも活用できるようにすること。

2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を

- 1) 住宅の建設費が地元業者の場合坪48.5万円から坪57.2万円に、8.7万円上昇しています。大手ハウスメーカーでは坪70万～80万円となっています。被災者の住宅再建に、県独自にさらなる支援を強化し200万円以上(現行100万円、市町村と共同、11月末現在6863件)に拡充すること。申請期日については、木造戸建ての災害公営住宅の買い取りが可能となるよう延長すること。
- 2) 被災者生活再建支援金は、現行300万円を500万円以上(大規模半壊は400万円)に引き上げるよう国に強く求めること。申請期日の延長を求めること。
- 3) 県の生活再建住宅支援事業費補助、バリアフリー・県産材活用への補助制度の周知徹底を図り、積極的な活用を推進すること。被災者の要望がある限り事業を継続すること。
- 4) 地元業者と県産材活用による岩手県地域型復興住宅や山田町など市町村独自の取り組みの普及をはかり、地元業者の取り組みを支援すること。住宅建設の需要拡大に対応する供給体制の確立に取り組むこと。
- 5) 希望者が全員入居できる災害公営住宅の早期建設に取り組むこと。1327戸(11月末現在)整備された木造戸建て・長屋方式の災害公営住宅の建設を重視し、集落とコミュニティを維持した公営住宅の建設を行うこと。集合住宅についてもできるだけ県産材を活用すること。重いドアの改善を図るとともに高齢者世帯向けに引き戸式のドアを増やすこと。6市7地区に291戸の内陸部への災害公営住宅の整備にあたっては、交通の便の良い場所に整備するとともに最大限木造公営住宅として整備すること。

- 6) 自力で住宅の確保が困難な高齢者や障害者のために、グループホーム型公営住宅や介護付き公営住宅の整備を進めること。
- 7) 金融庁・東北財務局の通知(2013年12月10日)に基づき、「個人版私的整理ガイドライン」の周知徹底を図ること。相談・申請の3分の2が排除されている住宅の二重ローンの解消(12月2日現在、相談件数1101件、債務整理成立件数357件、準備中3件、合計360件)に積極的に取り組むこと。申請者の多数が対象となるよう改善を求めること。弁護士等による相談活動を強化すること。原則730万円の収入基準の見直しを求めること。
- 8) 仮設住宅の空き室については、Uターン・Iターンしてきた家族等も活用できるように、県としても積極的に取り組むこと。(11月末実績、9市町村387戸)

Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること

1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を

- 1) グループ補助事業については、申請を希望するすべての事業者が対象となるよう大幅に拡充すること。事業者グループや小規模事業者グループも申請し、採択されるよう具体的な支援を強化すること。前払いなどの措置を徹底すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。来年度以降も継続実施するよう国に強く求めること。
- 2) グループ補助に準じた小規模事業者に対する支援策を講じること。
- 3) 326ヶ所・1525区画(商業・サービス業は564業者)となる仮設店舗・施設については、実態調査を行い、経営支援策を強化すること。すでに本設移行した事業者が127事業者、休廃業が26事業者となっています。本設への抜本的な支援策を講じること。仮設店舗等の5年後の使用と地代などの支援を継続し、解体費用について国が責任を持って対応するように求めること。
- 4) 県の中小企業被災資産復旧費補助については、内陸の被災事業者も対象に拡充し、継続実施すること。テナントで被災した事業者の再建への支援策を講じること。
- 5) 被災地での基幹産業である水産加工業など食料品製造業では震災前と比べて雇用保険被保険者数が1445人減少しており、販路の回復・新商品の開発等の支援を強めるとともに、雇用の確保に特別の取り組みを強化すること。
- 6) 仮設団地や災害公営住宅など被災者の見守りと生活支援に関わる緊急雇用事業を拡充・継続すること。事業復興型雇用創出事業費補助は、すでに被災者を再雇用した場合も遡及して対象とすること。新規採用を条件にしないよう改善を国に求めること。被災者の生活を支援し、事業の再生に結びつく安定した雇用の創出に取り組むこと。
- 7) 県は復興事業を推進するためにも、正規職員の大幅な増員をはかること。復興に必要な職員の確保に取り組み、任期付き職員、全国からの応援職員の確保に努めること。応援職員の健康と心のケア対策を一層強化すること。任期付職員の待遇改善と正職員への登用を進めること。

2、 二重ローン問題の解決に全力を挙げること。

- 1) 二重ローンを抱えるすべての事業者を対象に、相談活動を強化し、迅速に債権の買い取りを進めること。既存債務を凍結・減免し、新規融資を早急に行うこと。金融機関に返済猶予の延長を求めること。
- 2) 岩手県産業復興相談センターの機能を拡充し、被災事業者の立場に立った支援を強化すること。岩手県産業復興機構は、事業者を選別することなく、107件(11月末現在)にとどまっている債権の買い取りの対策を抜本的に強化すること。
- 3) 東日本大震災事業再生支援機構の債権買い取りも164件(11月末現在)にとどまっており、債権買い取りの取り組みを抜本的に強化すること。
- 4) 債権買い取りの支援を行った事業者へのフォローアップ支援を強化すること。

3、 沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を

- 1) 漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の再建整備と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進めること。
- 2) 希望する漁船の確保(3月末で整備6485隻、稼働可能漁船数10592隻、震災前の73.9%)を進めること。漁船確保への補助を継続実施するよう国にも求めること。
- 3) 養殖施設の整備(3月末で17428台、震災前の65.6%)を引き続き進めること。
- 4) がんばる漁業・養殖復興支援事業(漁業は9グループ10経営体、養殖は41グループ492経営体)の取り組みを推進すること。申請の簡素化をはかること。漁民の所得確保対策を講じること。
- 5) サケふ化場の再建とともに放流事業の改善に取り組み、サケ資源の確保を進めること。アワビ・ウニの種苗生産施設の再建整備に取り組むこと。
- 6) ワカメ等の風評被害対策を強化し、再生産可能な価格対策を講じること
- 7) 不漁に直面している小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。
- 8) 固定資産税の減免など漁協に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。
- 9) 被災した108漁港の早期再建整備に取り組むこと。
- 10) 被災農地、沿岸725ha(復旧対象農地面積653haのうち482ha完了、73.8%、10月末)の早期復旧と整備に取り組むこと。

IV、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること

- 1) 大槌病院、山田病院の再建に続き、県立高田病院の早期の再建整備に取り組むこと。医師・看護師確保に全力で取り組むこと。
- 2) 被災した民間医療機関の再建への支援を強化し、薬局を含め地域医療体制を確立すること。

- 3) 被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備をはかるとともに、介護職員など人材の確保に努めること。
- 4) 被災した障害者と就労支援事業所等の職員確保と、事業活動等への支援を強化すること。

V、高台移転や都市再生区画整理事業などのまちづくりの再建—コミュニティの確立を

- 1) 防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業などのまちづくりに当たっては、徹底した住民の協議と合意づくりを大原則に進めるとともに、コミュニティの確立に取り組みこと。専門家・アドバイザーを派遣して住民が主体のまちづくりを進めること。
- 2) 高台集団移転等に当たっては、集落・コミュニティの維持を基本に、持ち家の再建と災害公営住宅をセットで整備することを重視すること。区画整理事業に当たっても再建しない土地の買い取りなどで、まちなか災害公営住宅の整備を進めること。
- 3) 津波で浸水した市街地やまちの再建は、二度と住民の命が損なわれないように、津波災害だけでなく、大雨洪水や土砂災害の危険なども総合的に検討し、ハード、ソフトの両面を組み合わせた安全なまちづくりを、住民合意で進めること。避難路の整備を進めること。
- 4) 地盤のかさ上げや防災集団移転事業は、全額国庫負担とし、被災宅地の買い上げは、被災者が住宅再建できるように震災前の価格を基本とすること。まちづくりの事業によって被災者に対する支援に格差が生じないように制度の改善を求めるとともに、県としても独自の支援策を講じること。

防災集団移転事業による瑕疵担保責任はほぼ2年となっているが、民法上の10年に見直すこと。区画整理上は前例のないかさ上げ・盛土を行っており、防集事業と同様に、土地の陥没や崩壊等への補償など対応を行うようにすること。

- 5) 復興にかかる埋蔵文化財調査の体制を強化し、専門職員の確保に努め発掘調査の効率化をはかること。
- 6) 防潮堤、水門の整備については、地域住民の十分な協議と多面的な検討を行い、住民合意を大前提に、必要なら見直しを行うこと。
- 7) 「用地取得についての特例措置」について、積極的に活用するとともに、さらなる改善を国に求めること。

VI、JR 大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を

- 1) JR 東日本の責任で JR 山田線の早期復旧を行うよう求めること。JR 大船渡線については、全線開通 80 年の歴史を踏まえ、鉄道での復旧について再検討を求めること。気仙沼駅・

陸前矢作駅間の鉄路での運行再開を求めるとともに、新幹線への接続など住民の要望に応えた BRT の運行を確保すること。

- 2) かさ上げやルート変更による経費については、国の責任で経費の負担措置を行うこと。
- 3) 代替の交通確保に JR は責任を持ち、早朝、夜を含めた必要な便数と駅を確保すること。
- 4) JR 山田線の土砂崩落・脱線事故(宮古市門馬地区)の早期復旧を JR 東日本に強く求めること。JR 岩泉線の廃線にあたっては、JR 東日本の責任を明確にして、地域住民の利便性の確保を前提に行うこと。
- 5) 特定被災地公共交通調査事業(上限 6000 万円)は、7 市町村で活用しているが、仮設住宅を経由することが条件となっており、高台団地や災害公営住宅と病院や市街地を結ぶ交通確保にも取り組めるように改善と拡充を強く政府に求めること。
- 6) 復興道路の整備とともに、復興支援道路整備を推進すること。国道 343 号新笹野田トンネルの整備を進めること。

VII、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること

- 1) 防潮堤の高さや水門の整備については、安全の確保とともにまちづくりの計画、漁業や観光、環境との共生など総合的な検討を行い、地域住民との協議と合意に基づいて進めること(これまでに 19 ヶ所 22 地区で防潮堤の高さを見直し)。
- 2) 大船渡・釜石の湾口防波堤については、津波による被災状況の検証を行い、漁業への影響なども含め、地域住民に情報を公開し、住民の協議と合意を踏まえて進めること。
- 3) 総事業費 1 兆 1400 億円余に及ぶ復興道路については、その必要性、緊急性を精査し進めること。あくまでも生活再建と生業の再生を最優先に優先順位を定め復興事業を進めること。

VIII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を

- 1) 県として、子どもの医療費助成を現物給付に、当面、小学校通院まで拡充すること。
- 2) 県立高田高校のグラウンド整備を含めできるだけ早期に行うこと。通学やクラブ活動などの交通の確保を行うこと。
- 3) 仮設校舎(5 校)、他施設を使用(5 校)の小中学校の早期の再建整備を進めること。当面、仮グラウンドや体育館などの確保に努めること。校庭に仮設住宅が整備されている学校を含め、運動不足対策を講じること。
- 4) 仮設住宅から通学する児童・生徒は小学校 584 人、中学校 381 人、高校 433 人、特別支援学校 15 人、合計 1413 人となっており、放課後の学習室の確保と学習支援(今年度 60 教室)の取り組みを進めること。小中一貫校や統廃合計画については、地域住民による十分な協議と合意を踏まえて行うこと。

- 5) 被災地への教員の加配措置(今年度、小中で201人、高校で46人)を継続し、スクールカウンセラー(今年度巡回型カウンセラー13人)、スクールソーシャルワーカーの配置を強化し、児童生徒の心のケアの取り組みを強化すること。教員等の宿舍の確保に努めること。
- 6) 被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」(今年度、遺児 489人、孤児 94人)の拡充をはかること。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、今年度200人)の活用をはかること。被災児童就学援助制度の継続を求めること。
- 7) 震災孤児・遺児に対する支援を強化すること。児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、養育里親への支援も強化すること。

IX、震災遺構の保存に取り組み、観光と教育旅行・復興支援ツアーで交流人口の拡大を

- 1) 東日本大震災津波の教訓を後世に伝える震災遺構の保存に、被災者の感情を踏まえつつ積極的に取り組むこと。被災市町村への支援を強化すること。
- 2) 震災遺構等を生かした教育旅行(2015年、584校、21154人回、うち沿岸は329校、22748人回)、研修旅行、復興応援バスツアー(15年、295回、3067人)の取り組みを強化し、交流人口の拡大に努めること。
- 3) 三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取り組みを強化すること。

X、災害廃棄物の処理について

- 1) 災害廃棄物(推計525万トン、実績618万トンを処理)の処理を一昨年度中に完了。
- 2) 再生利用、焼却処理、県内・県外処理、費用等について今後に生かせるように実績と教訓を明らかにして情報提供すること。

VI、復興予算の流用と被災自治体負担許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を

- 1) 2016年度以降の復興事業についての被災自治体の負担の撤回を求めること。必要な復興財源を確保するよう国に求めること。
- 2) 復興予算の被災地以外での流用を許さず、返還を求めること。流用に道を開いた復興基本法の改正を求めること。
- 3) 県・市町村が自由に使える復興基金の大幅な増額を国に求めるとともに、5省庁40事業に限られている復興交付金の改善を求め、使い勝手の良いものにする。

VII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時「原発ゼロ」の実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を

- 1) 希望する子どもに健康調査を継続実施すること。住民の要望にこたえる検査・測定の体制と機器の配備を行うこと。
- 2) 農林水産物の放射能検査体制を抜本的に強化すること。食品、とりわけ学校給食・保育園給食の放射線量の検査を徹底すること。
- 3) 汚染された稲わらや堆肥、牧草の一時保管と処理を国の責任で、県も市町村任せにせず行うこと。牧草の除染については、風評被害対策を含め出来るだけ早期に完了すること。
- 4) 汚染された原木とシイタケの処理を早急に行い、ほだ場の除染に取り組むとともに、シイタケ栽培の再生にあらゆる対策を講じること。
- 5) 農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。
- 6) 原発災害による農林漁業者や業者、県・市町村の損害について、早期に全面賠償を行うよう強く東京電力と国に求めること。農林水産物の賠償請求額 455 億 5800 万円に対し支払額は 399 億 9800 万円、87.8%、商工観光では 38 億 8600 万円(10 月末現在)となっており、早期の全面賠償を求めること。賠償金については非課税扱いとするよう国に求めること。賠償請求の手続きを簡素化させること。
- 7) 即時「原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。
- 8) 再生可能エネルギーの最大限の普及に取り組むこと。発送電の分離など電力体制の改革を求め、地域密着型の新産業の構築をめざすこと。住宅の断熱リフォームなど低エネルギー社会への取り組みを強化すること。

VIII、台風 10 号災害からの復旧・復興の課題について

8 月 30 日に直撃を受けた台風 10 号災害から 3 か月半余が経過しました。12 月 15 日現在、死者 20 人、行方不明者 3 人、全壊 484 棟、半壊 2305 棟、一部損壊 85 棟、床上浸水 104 棟、床下浸水 1364 棟、(住家被害世帯では前回 517、大規模半壊 579、半壊 1940、床上浸水 121)、避難者は 3 か所に 54 人となっています。被害総額は 1450 億円余の水害では戦後最大の災害となりました。とくに、岩泉町の被害は、全壊 444 世帯、大規模半壊 233 世帯、半壊 244 世帯、被害額も東日本大震災津波の 10 倍以上となる 600 億円を超えるものとなっています。商工・観光関係の被害も 246 億円余と大きく、被災者の住宅再建と生活再建、商工業者の再生の課題は特別に重要で、大震災並みの対策が求められています。県は、独自に半壊世帯に 20 万円、床上浸水世帯に 5 万円の支援と、地域なりわい再生緊急対策交付金(10 億 9500 万円)の実施を行ったことは重要です。宮古市、久慈市、岩泉町が独自に住宅再建に 200 万円の補助を行っていることも大震災並みの取り組みです。また、大きな犠牲者を出した災害の検証を行い、災害情報と避難の在り方、抜本的な河川改修など、今後の災害対策に生かしていくことが必要です。

- 1) 被災者の命とくらしを守る生活再建の対策について
 - ① 避難所や被災した自宅で避難生活を強いられている被災者の暖房や温かい食事など生活環境の確保と保健師等による見守りを強化すること。
 - ② 被災者の医療費・介護保険利用料等の免除を行うこと。
- 2) 被災者生活再建支援金の申請と支給を徹底し、住宅再建を支援すること。
 - ① 被災者生活再建支援金の申請を徹底し、速やかな支給を行うこと。(12月9日現在、基礎支援金 889 件、加算支援金 192 件)
 - ② 国に被災者生活再建支援金の 300 万円から 500 万円への引き上げを求めるとともに、宮古市・久慈市・岩泉町の取り組みを踏まえて、県独自の支援も検討すること。
- 3) 商工業・観光事業者への支援の強化について
 - ① 東日本大震災津波の被災地での二重の被害であることを踏まえて、国に対してグループ補助金の実施を強く求めること。
 - ② 地域なりわい再生緊急対策交付金は、業種を問わず上限 2000 万円の補助が可能なことから、被害状況に合わせて柔軟に、積極的に活用するよう徹底を図ること。
 - ③ 国の小規模事業者持続化補助金、革新的ものづくり補助金等も県の交付金と併用して活用できることから、積極的な活用を図るように商工団体を支援すること。商工団体への人的支援も強化すること。
 - ④ 雇用調整助成金の拡充を求め、休業補償の延長を求めること。
- 4) 農林漁業被害の対策について
 - ① 農地・農業用施設の早期復旧を図り、来年の作付けが行えるようにすること。
 - ② 水稲被害などについては、共済の早期支払いを求めること。
 - ③ サケマスふ化場の復旧、漁具・定置網等の復旧に国の抜本的な支援を求めるとともに、県としても支援を強化すること。
 - ④ 林道・山腹崩壊等の復旧に早期に取り組むこと。
- 5) 水位周知河川の指定を強化し、抜本的な河川改修に取り組むこと
 - ① 水位周知河川の指定を抜本的に強化すること。水位計の設置を進め河川情報システムの改善強化を図ること。
 - ② 抜本的・改良的な河川改修を進めること。堆積土の撤去、河道掘削、流木の撤去を行うこと。
- 6) 情報通信基盤関係の災害復旧について
 - ① 国の補助制度で整備した情報通信基盤施設・設備の災害復旧制度を実現し、早期の復旧を図ること。
 - ② 一般災害復旧事業債の活用による早期復旧の場合には、県の支援を強化すること。
- 7) 台風災害の検証を行い、住民の命と安全を守る今後の災害対策に生かすこと。

- ① 大きな犠牲者を出した今回の災害の検証を行い、避難勧告など災害情報の在り方と避難対策、高齢者施設等の災害・避難対策、河川改修など安全なまちづくり等に生かすこと。
 - ② 行政の災害対策と体制の在り方を検証し、防災担当者の研修と養成を図ること。自主防災組織の点検と研修、実践的訓練を強化し、災害対策の抜本的強化を図ること。
- 8) 災害査定から災害復旧事業と技師、応援職員の派遣が必要です。県内外からの必要な職員の派遣が行われるように取り組むこと。
- 9) 国に対し、東日本大震災、熊本地震等の対応策に準じた抜本的な対策を求めるとともに、必要な財源を確保すること。県・市町村が自由に活用できる特別交付税・復興基金の創設を求めること。

【第三部】福祉と防災の新たな県政めざして

1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を

安倍内閣は、来年度予算案の編成に向けて、医療と介護の負担増案をまとめました。70歳以上の高額療養費の上限引き上げ、75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の縮減、療養病床に入院する65歳以上の光熱水費引き上げなどが大きな柱です。年金が目減りする中で、体力が衰え病気がちになりがちな高齢者や、その家族に打撃を与えるものです。

昨年4月から介護保険制度の改悪と介護報酬の引き下げが強行されました。その結果、特養ホーム等の食費・居住費にかかる補足給付・軽減措置は昨年1307人削減となり、今年8月の制度改正でさらに3345人が負担増となりました。介護保険利用料の2割負担は4478人(H27年8月)となりました。介護事業者は介護報酬の引き下げ等で介護職員を確保できない状況となっています。介護報酬改定影響調査(昨年10月公表)では、7割の特養が減収となり、過半数の特養が先行き懸念を表明しています。県内でも昨年4月から今年3月までの間に廃止・休止を届け出た事業所は124事業所、うち実質的な廃止・京牛は86事業所となっています。直ちに介護報酬を元に戻し、引き上げるべきです。介護職員などの処遇改善は急務です。その際、利用者負担増に跳ね返らない措置を取るべきです。介護保険制度の改悪は中止・撤回すべきです。

県の子どもの医療費助成は、昨年の8月から小学校入院まで拡充され、今年8月からは就学前まで現物給付化されました。中学校卒業までの拡充と現物給付化を求める要望は1年余の間に10万筆を超える署名に示されているように切実です。全国の世論と運動に押されて、厚労省は12月16日、現物給付に対する罰則措置を未就学児向けの助成については廃止する方針を決めました。これは県内市町村分として約8000万円に及ぶものです。当面、小学校通院まで対象年齢を拡充し現物給付化すべきです。全国では福島県、鳥取県が高校卒業まで、群馬県など5都府県が中学校卒業まで、秋田県など5県が小学校卒業まで入院・通院とも助成しています。現物給付は21都県、現物給付と償還払い併用が16府県です。県内では、高校生までが10町村、中学校までが12市町、小学校までが8市町に広がっており、30市町村が小学校卒業までの医療費助成を実施しています。

国保税は1世帯当たりの平均課税所得額89.5万円に対し、国保税調定額は14万7千円、負担率が16.48%(2014年度)、1人当たり調定額は85090円(14年度)と耐えがたい酷税となっています。滞納世帯が19398世帯、10.24%(2015年度)に及び、資格証明書の交付は減少150世帯、短期保険証が6323世帯、うち未交付・留め置きが956世帯(9月1日現在)となっています。さらに、滞納者の給与・年金などまで差し押さえる滞納処分は3378件、12億6229万円となっています。まさに「金の切れ目が命の切れ目」というべき事態です。さらに医療費が払えず、受診抑制も広がっています。

安倍内閣が昨年強行した「医療・介護総合法」で、都道府県に患者「追い出し」の病床削減の地域医療構想策定が義務付けられました。その内容は地域の実情が考慮されない国言いなりの結論先にありきの構

想でした。患者追い出しの病床削減は行わないこと。経済的理由で病院にかかれぬ、病院からすぐ追い出されてしまう潜在的な患者の実態を踏まえ、必要な医療体制の維持・拡充をはかることが必要です。

1、国民の暮らしと経済を悪化させる消費税 10%増税の中止を求めること。

2、高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。

1) 基金と黒字のある市町村はもとより、低所得者対策として投入される 1700 億円を活用し、高すぎる国保税の引き下げを実現すること。また、国庫負担の復元を求めるとともに、県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようにすること。国保の広域化に反対すること。

2) 窓口全額負担となる資格証明書の発行はやめ、短期保険証の未交付は直ちに是正すること。短期保険証の発行も見直すこと。滞納者への資産の差し押さえを見直すこと。

3) 市町村が減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取り組みを徹底させること。

3、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充をめざすこと。

1) 子どもの医療費助成は、県議会での請願採択を踏まえ、中学校卒業までの医療費助成と現物給付化をめざすこと。当面、小学校卒業(通院)までの対象年齢の拡充と現物給付化を実施すること。国の現物給付に対するペナルティーの廃止を強く求めること。県単独医療費助成の一部負担(通院、医療機関ごと月 1500 円、入院月 5000 円)を見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。

2) 在宅酸素療法患者の負担軽減をはかるため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。

3) 高額医療費の償還払いについて、新潟県のように市町村、国保連と協力して、窓口負担の軽減をはかる措置を講じること。

4) 難病医療費助成の新制度について、対象疾患が増加することは評価できるが、市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど重大な問題点があり、抜本的な見直しを求めること。

4、安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。

1) 産婦人科、小児科の医師確保と養成に特別に重視してとりくむこと。

2) 助産師外来とともに院内助産院システムの導入を関係者の理解と協力のもとで円滑に進めること。

3) 安心して妊婦健診が受けられるよう 14 回の公費助成を継続すること。妊婦・お産の救急医療体制を確立すること。

4) 開業助産院への嘱託医師配置に県と医師会が責任を持ち、多様で選択できるお産の環境を整備すること。助産師の役割と活用を抜本的に強化すること。

5) 不妊治療費助成を拡充するとともに、不妊専門相談の実施と不妊症看護認定看護師を養成すること。

5、小児救急医療体制の強化をはかるよう国に求めるとともに、県独自に医療圏ごとの体制の強化をはかること。地域医師会の協力を得て救急医療体制の確立を目指すこと。小児科医師の確保について国に強くもとめること。

6、リハビリ医療の制限、療養病床の一方的切捨てに反対し抜本的な見直しを求めること。

7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を

- 1) 補足給付の削減、一定以上の所得(年金収入 280 万円以上、65 歳以上の 20%)のある人は利用者負担を 1 割から 2 割に引き上げ、要支援の訪問・通所介護の切り捨て、特養ホーム入所は要介護 3 以上とする介護保険制度の改悪の撤回と介護報酬引き下げの撤回を国に求めること。
- 2) 特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者(4406 人、在宅 1410 人、早期入所が必要 893 人、4 月 1 日現在)の解消をはかること。小規模特養に偏重することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。そのために施設整備への補助を増額すること。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態を調査し、特別の対策を講じること。
- 3) 介護老人保健施設、グループホームの整備、ご近所介護ステーションなどの増設に積極的にとりくむこと。療養病床の廃止・削減に反対すること。
- 4) 訪問介護利用者の 7 割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。
- 5) 高齢者の状況が変わらないのに介護度が軽くなる介護認定制度の改悪を見直すこと。要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。
- 6) 全国最低の居宅サービス利用量となっている実態と課題を検証し、対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、在宅介護者訪問相談員の取り組みを広げること。
- 7) 認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。
- 8) 地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。
- 9) 介護労働者の深刻な実態をふまえ、大幅な賃上げなど労働条件の抜本的な改善に取り組むこと。介護報酬の引き上げを求めること。

8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること

- 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。
 - ①応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。
 - ②障害者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものとする。
 - ③グループホームとケアホームの一元化については、安心して暮らせる場にふさわしい体制と条件整備を求めること。
 - ④「新体系」を見直し、就労保障とともに日常生活の支援も拡充すること。小規模作業所と地域活動支援センターに対する補助金を、実態に見合った水準に引き上げること。
 - ⑤地域生活支援事業の予算を抜本的に拡充し、地域間格差をなくすこと。移動支援事業、意思疎通支援事業などの利用料は無料化すること。
 - ⑥日額払いを月額払いにすること。
 - ⑦発達障がい者の特性を踏まえた支援を拡充すること。
- 2) 地域で豊かな生活を保障すること。

第3期障がい福祉計画(H24～26)で未達成となっていた就労継続支援A型(計画残57人)に対し昨年度の実績は45人増、B型(44人)に対し190人の増、短期入所(177人)に対し22人の増、グループホーム(235人)に対し67人の増にとどまっています。第4期障がい福祉計画に基づいて整備を早急に進めること。障がい者の住まいの保障、障がい者年金の引き上げ、法定雇用率の引き上げと厳守、教育の保障など地域で豊かな生活を保障すること。

3) 障がい者の医療の拡充

障がい者や難病の医療費は、優先して無料化をめざすこと。自立支援医療の無料化を求めること。重度心身障がい者(児)医療費助成制度を、国の制度として確立するよう求めること。超重度障がい者の医療とともに通所施設やショートステイなど介護と生活支援の体制の強化を図ること。

4) 高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにすること。

5) 障がい者の交通、参政権、情報の保障に取り組むこと。

9、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定をふまえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。

10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を

1) 新しい難病医療制度は難病患者すべてを対象とするよう求めること

2) 軽症者も引き続き医療費助成の対象とするよう求めること。重症者への自己負担は導入しないこと。

3) 小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開をはかること。

4) 難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的対策を強化すること。

11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を

1) 格差と貧困の広がりのもとで、生活保護受給者が増加しています。しかし、全国的な捕捉率は約2割となっており、生活保護が必要な人が受けられる制度に窓口対応を含め改善をはかること。

2) 「水際作戦」の合法化を許さず、国民の受給権を守ること—「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。

3) 生活保護の基準引き下げに反対し、給付の抜本的改善を求めること。

4) 生活保護基準以下で働いている母子家庭の生活保護受給を進めること。「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。

5) 生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。生活保護家庭の子どもの学習支援の取組を抜本的に強化すること。

12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること。

1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパンデミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。

- 2) はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。
- 3) ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、接種による副反応の検証など、安全性の確保・向上を進めながら、保護者の負担軽減・無料化など、制度のさらなる充実をめざすこと。子宮頸がんワクチンは、副作用の深刻さを重く受け止め、疫学調査など徹底した検証を求めること。
- 4) ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。
- 5) エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。
- 6) 保健所の体制を強化すること。

13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。

- 1) 「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。
- 2) 岩手町の取り組みに学び、がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人 20%未満)の具体的な取り組みを強化すること。
- 3) どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。
- 4) 緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。
- 5) 受動喫煙防止対策を徹底し、学校・医療施設はもとより、官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。

14、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について

- 1) 究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。
- 2) 遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。
- 3) 遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。
- 4) 沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取り組みは積極的に取り組むよう求めること。

15、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。

- 1) どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。
- 2) 盛岡市消費生活センターの取り組みに学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。
- 3) 専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化をはかること。

2、医師・看護師を大幅増員し、県立病院を拠点に地域医療を守ること

被災した県立大槌病院、山田病院の再建に続き、高田病院の早期再建整備を進め、民間医療機関の再建への支援を強化し、被災地での地域医療を確保すること。

「県下にあまねく医療の均てんを」という県立病院の創業の精神に改めて立ちかえり、県立病院を地域医療の拠点に位置付け、医療・保健・介護の連携で地域医療を守るための取り組みを地域住民とともに進めることです。

当面、医師・看護師の大幅増員を実現すること。深刻な医師不足については、奨学生や臨床研修医の確保と医師招聘にさらに取り組むとともに、医師の待遇改善に取り組むこと。医療クランクや看護師等を大幅に増員し、地元医師会や開業医との連携を強化するなど医師を支える具体的な対策を実行すべきです。岩手医大の果たしている役割を踏まえ、医師派遣を強力に働きかけること。看護師不足も深刻となっており、大幅な増員で平均7.8日となっている年次有給休暇が自由に取れ、9日夜勤を解消するなど労働条件の抜本的な改善が急務です。

無床診療所化した地域の入院機能と地域医療の確保についても県と県医療局が責任をもって地元自治体・地域住民と協議し、取り組むことが必要です。

県立病院の経営問題の要因には、国の医療費削減政策による医師不足、診療報酬引き下げ、地方交付税の引き下げ、消費税の増税があります。国の医療政策の根本的な転換を実現し、県立病院と地域医療を守るべきです。

- 1) 被災した県立大槌・山田病院の再建整備に続き、高田病院の早期再建整備を進めること。医師確保に全力を上げること。
- 2) 被災した民間医療機関の再建に支援を強化すること。
- 3) 医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。
 - ① 奨学生の確保、臨床研修医・後期研修医の確保、医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。
 - ② 医師を支える医療クランクを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。
 - ③ 地元医師会、開業医との連携を強化し、地域の初期救急・夜間救急の確立をめざすこと。宮古市・宮古市医師会の取り組みを参考に広域基幹病院等への応援などにも取り組むようにすること。
 - ④ 地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと。
- 4) 看護師の大幅増員を実現すること。月8日夜勤の厳守、夜勤専任看護師の見直し、出産・育児休業等による正規看護師による補充、年次有給休暇が取得できる労働条件の抜本的な改善を図ること。
- 5) 無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見直しを含め入院ベッドの回復についても検討すること。県立沼宮内診療センターの民間移管に当たっては、花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること

- 6) 国保藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取り組みに学び、地域医療の確保と高齢者医療の取り組みを強化すること。市町村立病院への支援と連携を強化すること。沢内病院への医師派遣を引き続き進めること。
- 7) 国に対し、地域の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充を強く求めること。県が提案している「地域医療基本法」(仮称)の制定に向けた取り組みを強化し、広げること。

3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を

東日本大震災津波で両親をなくした被災孤児は94人、ひとり親世帯となった被災遺児は489人にのぼり、被災した沿岸の認可保育所34カ所、うち33ヶ所で再開(仮設等1カ所)。僻地保育所1カ所が廃止。放課後児童クラブ14カ所、全て再開(自施設7、仮設等7カ所)。児童館4カ所のうち3カ所再開(自施設1、仮設等2カ所)となっています。

岩手県における合計特殊出生率は1.50(15年)と少子化傾向に歯止めがかかっていません。全国的にも「超少子化国」というべき事態となっています。日本は、子どもや子育てに対する社会的サポートが先進諸国の中できわだって弱く、子育てがとりわけ困難な国になっています。貧困と格差を拡大する構造改革路線の下で、若者の不安定雇用を拡大し、正規職員には長時間労働を押し付けています。こうした状況のもとで若い世代が結婚や出産をためらうことになり、少子化が一層深刻となっています。本県の生涯未婚率(50歳時の未婚率)は男性が22.71%で全国3位と高く、女性が9.23%(2010年国勢調査)で未婚化、晩婚化がいつそう進んでいます。理想の子ども数を持たない理由のトップは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と、30歳未満の妻の約8割以上がそう答えています(国立社会保障・人口問題研究所調査)。非正規雇用は県内労働者の3人に1人超(37.6%)となり、正規社員も子育て世代の30代の男性4人に1人は週60時間以上の労働時間など最も労働時間が長い世代となっています。とくに、岩手県の一人当たり平均年間総実労働時間は、1892.4時間(2014年)で全国2番目の長さとなっています。

また、親の経済的困難が子どもたちに及ぼすしわ寄せも重大となっています。給食費が払えない、修学旅行に行けない、高校・大学を中退せざるを得ないなど、「子どもの貧困」打開が重大な課題となっています。とくに母子家庭(12110世帯)の場合、月15万円未満の収入世帯が66%を占めているにもかかわらず、生活保護受給世帯はわずか4%(492世帯)にとどまっていることは重大です。

子ども子育て支援新制度のもとでも、保育所待機児童が4月1日現在で192人でしたが、隠れ待機児童は盛岡市の298人を含め481人となっています。その後さらに待機児童は増加しています。

出生率を回復させている欧州の経験や全国の先進的な経験にも学び、安心して子どもを産み育てられる岩手県に、仕事と子育ての両立、経済的負担の軽減、「子どもの貧困」の解決に総合的な取り組みが必要です。

- 1、東日本大震災で被災した被災孤児、被災遺児、養育里親等に対する親身な支援を強化すること。
- 2、「子育てするなら岩手県」をめざし、総合的な子育て支援策と本格的な少子化対策を講じて、経済的な負担の軽減や仕事と子育てが両立できる人間らしい働き方などを含めた対策を講じること。

3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること

- 1) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。
 - ① 待機児童(192人+481人、4月1日現在)を早急に解消すること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子ども(約2000人)を含め待機児童を解消する計画を立て、認可保育所の新增設を思い切って進めること。
 - ② 延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。保育料の軽減・第三子保育料の無料化を実施し負担軽減にとりくむこと。
 - ③ 公立保育園の民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。
 - ④ 保育所の人員や面積要件を緩和することのないようにすること。
- 2) 保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。
 - ① 保育時間は子どもの状況を基準にし、短時間保育の押し付けはやめること。
 - ② 保育料の負担を抑え無償化をめざすこと。思い切って遊べる園庭、ホールなどの確保を進めること。
 - ③ 保育士の配置、保育室など保育の基準を計画的に改善すること。
 - ④ 市町村は児童福祉法第24条第1項に基づき、待機児童の状況を把握し、保育の責任を果たすようにすること。認可保育所の建設や改修への補助金の廃止に反対し、補助金の存続を求めること。
 - ⑤ 株式会社の参入については、全国的に問題が生じており慎重に対応すること。
 - ⑥ 消費税に頼らない財源を確保するよう国に求めること。
- 3) 学童保育を拡充すること。
 - ① 「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善をはかること。学童保育の増設に取り組むこと。
 - ② 指導員の正規化・労働条件の改善をはかり、複数配置を行うこと。
 - ③ 大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行うこと。
 - ④ 利用料の軽減策を講じること。

4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。

- 1) 当面、正規雇用で年間労働時間1800時間の達成をめざし、長時間労働の是正を図ること。サービス残業の根絶に取り組むこと。
- 2) 育児休業制度の改善、妊娠・出産に伴う不当な解雇や退職勧奨、不利益な扱いをなくすこと。
- 3) 子育てができる賃金・労働時間を保障すること。正規雇用の拡大と派遣・請負の見直し・正社員化で、若者に安定した雇用・仕事を確保すること。

5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。

- 1) 「子どもの貧困」の実態調査を行い、削減目標を設定し、総合的な対策を講じること。

- 2) 働いても生活保護基準以下の母子家庭については積極的に生活保護の受給を進めること。その際、通勤や保育所への送り迎えなどの車の保有を認めること。母子家庭等の子どもの学習を支援すること。
- 3) 私学を含め高校授業料の無償化を実現すること。現在授業料が免除されている世帯が増税とならないよう対策を求めること。
- 4) 就学援助の周知・徹底を図り拡充すること。児童扶養手当の削減を撤回するよう国に求めること。小中高の教育費負担の軽減に取り組むこと。
- 5) 給付制の奨学金を創設し、奨学金はすべて無利子とするよう改善すること。東日本大震災によって国の奨学金が返せなくなった場合、返還免除が可能となることを周知徹底すること。
- 6) 県立大学の授業料の値上げは行わず、減額・免除を拡充し、必要な助成を行うこと。交付金の削減は行わないこと。

6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。

- 1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。
 - ① 児童福祉司・児童心理司は大幅に増員し、広域振興局に対応した児童相談所の体制を抜本的に強化すること。
 - ② 満員状態の児童養護施設の整備と定員増を進め、児童養護施設の人員配置を改善し、親への指導と支援を強化すること。小規模ホーム、グループケアの増設をはかること。
 - ③ 重度の虐待児や医療の必要な児童が半数以上を占めているみちのくみどり学園の看護師配置や児童心理司に対する補助を継続するように国に働きかけるとともに、県としても対策を講じること。
- 2) 相談が急増しているDVへの対応を強化し、緊急一時保護施設の整備と支援、被害者への自立支援を強めること。
- 3) アレルギー・アトピー、化学物質過敏症対策を総合的に強化し、実態調査と相談窓口の設置を行うこと。医療費と食品の購入助成を行うこと。必要な教育が受けられるよう特別の対策を講じること。
- 4) 子どもの通学路の歩道の整備と安全対策を地域の協力のもと講じること。

4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を

安倍政権の経済政策―「アベノミクス」が始まって4年になりますが、その行き詰まりと破たんが明らかになっています。「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざすという掛け声で、「異次元金融緩和」や3年間で4兆円もの企業減税によって、大企業は3年連続で「史上最高益」を更新し、大株主など富裕層にも巨額の富がもたらされました。一方で、労働者の実質賃金は3年間で17.5万円も減り、家計消費は実質13ヵ月連続で対前年比マイナスとなっています。重大なことは、「アベノミクス」が、格差と貧困を一層拡大し、社会と経済の危機をさらに深刻にしていることです。「アベノミクス」は直

ちに中止し、消費税の10%増税も中止すべきです。税金の集め方の改革、税金の使い方の改革、働き方の改革、産業構造の改革で、格差と貧困を正す経済民主主義の改革を進めるべきです。

中小企業は、県内では事業所数の99.8%、常用雇用の従業員数で84.9%を占め、文字通り県内の経済の雇用を支える役割を果たしています。中小企業振興条例、中小企業振興計画と岩手県の契約に関する条例に基づいて、中小企業の振興と雇用の確保に取り組むことが必要です。ところが、新規高卒の県内就職率は、64.1%で全国39位という低い水準にとどまっています。2018年度までに66.5%をめざすという低い目標では、現状を打開できません。当面、宮城県（80.9%）、山形県（78.9%）に追いつく目標を掲げて取り組みを抜本的に強化すべきです。

10月末の県内の有効求人倍率は1.30倍（全国27位）となりましたが、正社員の有効求人倍率は0.74倍にとどまっています。新規求人に占める正社員の割合は37.1%、就職件数に占める割合は36.8%にとどまっています。復興事業の進展によって、雇用保険被保険者数は震災前と比較して、県全体で19642人（10月）、沿岸では2775人増加しています。しかし、沿岸の基幹産業である水産加工などの食料品製造業は1445人減少していることは重大です。フル生産が続いているトヨタ自動車東日本岩手工場では、昨年度に99人を基幹社員から正社員に登用するとともに、今年度も101人の正社員化を進めていることは重要な成果です。11月1日現在、正社員2086人（68.4%）、期間社員460人（15.1%）、派遣社員等504人（16.5%）となっており、合計では3050人となっています。さらに期間社員の正社員化と正社員の採用の増員を強く求めるべきです。

住宅リフォーム助成事業は、昨年度21市町村で実施され、1099件、補助金総額1億3581万円に対し、工事費総額は20億8396万円と15.3倍の大きな成果を上げています。地域経済への波及効果が大きく、県として実施している秋田県では工事費200億円となっており、県議会での請願採択をふまえ県としても早期に住宅リフォーム助成事業を実施し、全市町村の取り組みとすべきです。

1、被災地の雇用確保に全力を上げ、被災した事業者の再建への支援を抜本的に強化すること。

2、働く人の所得を増やす経済改革一賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を開くこと。

- 1) 政府として経済界に「内部留保の活用で賃上げを」と正面から提起するよう求めること。
- 2) 雇用のルールを強化し、非正規社員の正社員化をはかり、人間らしい雇用を保障すること。派遣労働の無制限の拡大をはじめ、雇用のルール破壊に厳しく反対すること。
- 3) 2度も廃案となった労働者派遣法の改悪、「残業代ゼロ法案」に反対し、抜本的改正で均等待遇のルールを確立し、正社員化の流れを促進すること。基本給の格差を容認する政府の「同一労働同一賃金ガイドライン案」ではなく、真の格差是正を求めること。
- 4) ブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、厳しく規制し、無法なリストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。
- 5) 最低賃金を時給1000円以上に大幅な引き上げを実現すること。そのために中小企業への支援を抜本的に強化すること。
- 6) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例（岩手県の契約に関する条例）に基づき、県が発注・委託する事業で、労働者が適正な賃金・労働条件が確保されるよう実態調査を行うなど取り組みを強めること。先行事例を踏まえ公共事業においては公共工事設計労務単価の8割の賃金が保障されるように取り組むこと。こうした最低賃金の確保を明記した「賃金条項」を盛り込むよう検討すること。
- 7) 失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取り組みを進めること。

- 8) 県職員の月 80 時間、年間 360 時間を超える超過勤務を直ちに是正すること。賃金引き下げとなる総合的見直しは行わないこと。

3、消費税 10%増税の中止を求め、税財政と経済の民主的改革で財源を賄うこと。

- 1) 消費税 8%への大増税は、景気悪化と格差と貧困の拡大をもたらしました。増税不況であることは明らかです。暮らしを破壊し、さらに不況を深刻化させる消費税の 10%増税の中止を求めること。
- 2) 大企業と大資産家への行きすぎた減税を見直し、応能負担の原則に立った税制改革で財源を確保し、国民の所得を増やす経済改革、働き方の改革、大企業と中小企業、大都市と地方の格差を是正する産業構造の改革で、格差と貧困を正す経済民主主義の改革を進めるよう国に求めること。県としてもこうした方向の経済改革の取り組みを進めること。

4、県内就職率を抜本的に高め、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。

- 1) 新規高卒の県内就職率を 80%に高める目標と計画を持ち、取り組みを抜本的に強化すること。大卒の県内就職率の向上の取り組みを強化すること。岩手労働局と連携し、就職支援員の取り組みと体制を強化して正規の求人の確保に全力をあること。大学・高校と県内企業との連携を強化し、県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。
- 2) 新卒 3 年までの離職者対策を強化するとともに、就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。離職者の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。
- 3) ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充をはかること。
- 4) フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。
- 5) キャリア教育では、労働基本法などパーチ・アルバイトを含め、労働者の権利を身につけること徹底すること。

5、誘致大企業の一方向的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。

- 1) 大企業の一方向的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくることともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。
- 2) 離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあっせんと、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。
- 3) 東芝関連の経営合理化と統合による離職者対策を強化すること。
- 4) 県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強くもとめること。

6、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。

- 1) ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。
- 2) 失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、雇用促進住宅や県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。
- 3) 生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対つぐらなないこと。

7、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。

- 1) 35人学級の小学校全学年への拡充(小5～6年で80学級増、80人教員増)、特養ホームの待機者解消(在宅1410人、50人定員で29か所、870人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が70.9%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(809人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。

8、最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。

- 1) 「適正な労働条件の確保」を目的とした公契約条例の制定を生かし、県発注の事業については時給1000円以上とし、「働く貧困層」をなくすこと。公共工事では、労務設計単価の8割を最低賃金として適正な賃金の確保を行うこと。
- 2) サービス残業の根絶、長時間残業の解消(1800時間達成で約3万人の雇用)、有給休暇の完全取得ができるよう、県としても岩手労働局と連携し積極的に取り組み雇用拡大をはかること。
- 3) 厚生労働省の通知を踏まえ、県職員の始業時間、就業時間を記録しサービス残業を根絶すること。

9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例、中小企業振興基本計画を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。

- 1) 小規模企業振興基本法と中小企業振興条例、中小企業振興基本計画に基づき、県内中小企業・小規模企業地域経済と地域社会の主役としての役割を明記し、その現状と課題を明らかにすること。
- 2) 中小企業の最も切実な人材の確保・育成に取り組むこと。中小企業、行政、大学・高校・専門学校等との連携を強化し、企業情報の提供、インターンシップ、キャリア教育を推進すること。
- 3) 中小企業の自主的な取り組みを基本にしつつ、営業力・販売力・新商品開発や技術革新への支援を強化すること。大学や工業技術センター、金融機関等との連携を強化すること。中小企業間、異業種等との連携を強化すること。
経営革新めざす小規模事業者への支援を強化し、今年度までとなっている「いわて希望ファンド」助成金交付事業の継続・拡充を行うこと。
- 4) 中小企業の「事業の持続的発展」の重要性を踏まえ、事業継承・後継者対策に取り組むこと。
- 5) 条例に基づく毎年度の事業実績の報告に当たっては、中小企業者を含めた第三者機関で検証し、翌年度の政策・方針に生かすようにすること。

10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。

- 1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。商店街リフォームも助成の対象とすること。
- 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。2014年度は復興事業関連などで、件数では91.5%だが、金額では65.1%にとどまっています。実態を調査・検証し改善をはかること。
- 3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。

11、金融円滑化法の復活を求め、さらに使い勝手の良い制度とするよう求めること。中小企業の機械設備のリース代の支払い猶予についても、経産省の通達(2012年11月1日)の趣旨を生かして活用を進め、

遅延損害金を求めないこと。遅延があってもリース物件を引き上げないこと。銀行による貸し渋り・貸しはがしをやめさせること。

- 12、大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など、下請けいじめをやめさせる取り組みを国と連携して強化すること。
- 13、100%保証の緊急保証制度が、最大限活用されるように周知徹底を図るとともに、審査の迅速化、簡素化を図ること。中小企業庁長官名の通達を踏まえ「赤字や債務超過があっても形式的に判断するのではなく、実態や特性を十分に踏まえて判断するよう」徹底すること。全業種が対象となるよう国に求めること。部分保証制度は撤回すること。
- 14、「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し、商店街を守る対策を強化すること。
- 15、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。多重債務者の相談と解決に各部署が連携して取り組むこと。県としても全国的に先進的な取り組みとして評価されている消費者救済資金貸付制度に出資し拡充をはかること。
- 16、平泉の世界遺産登録と三陸復興国立公園、三陸ジオパークの認定を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。復興支援ツアーや震災教育旅行など沿岸県北の観光対策を抜本的に強化すること。

5、TPP から撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。

トランプ米次期大統領が、「TPP からの離脱」を表明し、TPP の発効が絶望的になっているなか、安倍自公政権は、日本維新の会とともに先の臨時国会で TPP 批准と関連法を強行成立させました。これは無意味だけでなく危険なものです。日米の 2 国間協議では、TPP の水準が最低基準となってさらなる譲歩が迫られることとなります。そもそも TPP は、多国籍企業の利益を最優先させるもので、日本の農業と食の安全、雇用、医療など各国の国民生活と各国の経済主権を破壊するものです。輸入米の SBS 米が実際は 20%安く販売されていたことが明らかになりました。国の影響試算の根拠が崩れましたが、居直っていることは重大です。県は独自に約 21 億円のコメの生産減少となる試算を示しましたが、輸入米が 20%安かったとすれば、県内で約 53 億円ものコメの生産減少となるものです。これは県内コメ生産額の 1 割に当たるものです。TPP からの撤退を求めるべきです。

安倍政権と自民党は、自ら招いた日本農業の衰退の原因を農協と全農にすり替え、農業改革を農協改革、農協解体にすり替えて進めていることは重大です。2015 農林業センサスによれば、農業経営体は 2010 年の 59301 から 46999 に 10002 経営体に 17.5%減少しています。経営耕地面積では、田で 1283ha、畑で 4059ha の減少です。畜産農家は、平成 3 年の 24500 戸から平成 28 年には 4850 戸に激減しています。さらに財政制度審議会では、「飼料米などの補助金政策の見直し」が提起されています。農業をつぶし、食糧を外国に依存する亡国の農政の転換が必要です。

米価はこの10年間で4割近くも下落し、規模拡大に取り組んできた大規模農家や集落営農組織が大きな打撃を受けています。昨年の米価で生産費を賄えた農家は5ヘクタール以上の農家で、経営体では3%、耕作面積では28%に過ぎません。こうした中で政府は平成30年度から生産調整をやめるとしています。国の責任で主食であるコメの安定供給と再生産可能な米価を確保すべきです。県としても農協など関係団体と協力して取り組む必要があります。

農林漁業など第一次産業の衰退は、地域経済を疲弊させ、「限界集落」を広げる要因ともなっています。農林漁業の生産を拡大すれば、それに関連する食品加工、関連企業、サービス、製造業も活性化し、生産額の3倍もの規模で地域経済に波及する効果があります。

今必要なことは、食料自給率を当面50%台に回復することを最優先の課題に位置づけ、農林漁業再生に向けた政策への抜本的な転換をはかり、地域経済を再生させることです。

農林漁業を岩手の基幹産業として位置づけ、農林水産業予算の復元をはかり、再生産を保障する価格・所得保障の拡充を柱にして農林水産業の再建を図ることで。

食の安全安心の確保と地産地消の取り組みを本格的に推進し、農林漁業の再生を、地域経済振興の柱にすべきです。

1、TPP 批准と関連法の強行に反対し、TPP からの撤退を求めること。

2、市場任せの米政策を転換し、国の責任で米価の暴落を抑え、再生産可能な米政策の実現を

- 1) 政府の責任で過剰米を買い上げ、半額に減らした米直接支払いの10a 当たり15000円の復活、全生産者を対象とした価格補てんを行うこと。
- 2) 米価に「不足払い」制度を導入し、再生産可能な米価を保障するよう国に求めること。
- 3) 米の生産調整をやめるのではなく、水田における麦・大豆・飼料作物などの増産と一体に取り組むこと。
転作条件を有利にし、増産に伴って輸入を抑制するなど、安定した販路と需要先を確保すること。県として農協など関係団体と協力して、独自の対策を講じること。
- 4) 米の需給や流通を市場任せにせず、その安定に政府が責任を果たすこと。備蓄米100万トン以上を確保し、非常事態に備えること。輸入米の主食用米への流入を抑え、加工用も国産米で対応すること。
- 5) 米の消費拡大に本格的に取り組むこと。学校給食の米飯給食は週4日以上をめざし日本型食生活の定着をめざすこと。県立病院はもとより民間の病院、ホテル・旅館、レストラン、保育園などで県産米の活用を進めること。

3、酪農・畜産の困難を打開する課題取り組みを

- 1) 加工原料乳生産者補給金を大幅に引き上げ、需要増大が見込まれる生クリームまで対象を拡大すること。生産費を保証する仕組みを構築すること。
- 2) 肉用子牛生産者補給金制度や豚肉の経営安定対策は、生産者の負担金を軽減するとともに、単価や補てん水準引き上げる等、再生産が可能になるよう改善・充実すること。また、牛・豚肉の経営安定対策を恒久対策として法制化すること。

- 3) 飼料生産型酪農経営支援事業の交付金単価の引き上げや基準面積などの事業参加要件の緩和等、輸入飼料に依存しない自給飼料型酪農経営に対する支援を拡充すること。また、飼料作物の増産を支援するため、水田・畑・採草地への直接支払いを拡充すること。
- 4) 飼料価格の高騰による畜産経営の破たんを防ぐため、配合飼料価格安定基金からの補てんを安定的なものにするために万全な財源を確保すること。
- 5) 畜産クラスター関連事業について、規模拡大要件をはずすこと。後継者や新規就農者を支援する観点から、家族経営への支援、採択要件の弾力化、上限単価の引き上げなど、実情に応じた多様な運用が可能となるよう改善を図ること。
- 6) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、必要な予算額を確保するとともに、要員の確保、人材育成の取り組みへの支援等を拡充すること。

4、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。

- 1) 多様な家族経営を維持・発展させ、農業を続けたいと願うすべての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。
- 2) 地域農業を支えている大規模農家や生産組織を支援すること。
- 3) 青年就農給付金事業は、農地集積をめざす「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学の施設整備と教育・研修の拡充をはかること。
- 4) 株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。

5、農業予算を基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。

6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす

- 1) 放射能汚染対策として、農産物の放射能汚染測定を徹底し「食品の安全」を確保すること。
- 2) 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。
- 3) 地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場の農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。米飯給食は当面週4回をめざすこと。
- 4) 口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。鳥インフルエンザなど各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること。
- 5) 米国産牛肉の輸入を30カ月齢まで規制緩和したことに反対し、BSE対策の全頭検査を実施すること。
- 6) 鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。

7、農協大合併を理由とした一方的な農家負債の整理は行わないよう指導すること。農家負債対策を強化すること。

8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図ること。

- 1) 森林と林業の再生のため、緊急に被災した合板工場の再建を支援すること。森林整備、間伐の取り組みを抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。
- 2) 「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、林業・木材産業を国の大切な産業として位置づけ、林業・木材産業の再生をはかり、緑の環境を充実させ山村の活性化を図ること。
- 3) 現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。
- 4) 輸入材中心の加工・流通を改め、国産材を中心に木質バイオマスなどの利用を広げること。林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。
- 5) 「緑の雇用事業」を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成・確保に取り組むこと。
- 6) 国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業者の育成を図るよう国に強く求めること。

9、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。

- 1) 漁船の確保、養殖施設の再建整備を生かした取り組みを強化すること。魚市場を核とした流通・加工施設の一体的な再建整備に取り組むこと。
- 2) ワカメ、アワビ、秋サケなどつくり育てる漁業の再建をはかること。サケふ化場、アワビ・ウニの種苗施設の再建整備をはかること。がんばる漁業・養殖復興支援事業について、フォローアップを行い必要な支援を強化すること。
- 3) 被災したすべての漁港の早期復旧・整備に取り組むこと。漁村集落の維持に取り組むこと。
- 4) 漁業者の生活支援の強化をはかること。二重ローンの解消、緊急的な雇用の確保、生活資金への支援を強化すること。
- 5) 被災した漁協への支援を強化し、漁業・水産業を核とした地域の振興をはかること。被災した漁協の再建へ施設とともに人件費の補助等を含む支援を強化すること。
- 6) サケの定置網漁の復旧とともに、小型漁船漁業者を含めサケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。
- 7) 小型漁船漁業の復興・再生と具体的な振興策を講じること。
- 8) 新規漁業就業者支援制度の縮小ではなく、拡充を国に求めるとともに、県としても独自に漁業の担い手対策を強化すること。
- 9) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。

6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。 憲法と子どもの権利条約を生かした教育を

滝沢市内の中学生のいじめ自殺事件に続いて、昨年の7月に矢巾町の中学生のいじめ自殺事件が発生したことは痛恨の極みであり、岩手の教育と学校は非常事態ともいうべき状況です。

10月27日公表された「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」では、いじめ認知件数が3274件（前年度比1500件増）となりました。認知件数が増加したことは積極面もありますが、いじめ防止対策推進法第28号第1項に規定する「重大事態」が17件あったことは重大です。また、教師の暴言・暴力による不登校事件も発生し、教師の体罰事件が繰り返されていることは極めて異常な事態と言わなければなりません。「いじめ」・体罰問題に、県教委と学校が真剣に取り組む必要があります。学校長の責任を明確にして、教職員の協力・連携の体制を構築し、父母と連携して、生徒自身の取組として進めることが必要です。子どもの命と人権を最優先で守る学校の再生に全力で取り組むべきです。

また、いじめの背景にある「過度に競争的な教育制度の是正」（国連子どもの権利委員会の勧告）に取り組むべきです。全国学力テストは、事前に過去問題の学習が徹底されるなど教育をゆがめています。中止と見直しを求めるべきです。「子どもの貧困」問題も深刻です。1人1人に寄り添った行き届いた教育を進めるためにも35人学級を小学校全学年に拡充すべきです。さらに中学校全学年に計画的に拡充をめざすべきです。

東日本大震災津波から5年9カ月余が経過しましたが、仮設住宅暮らしの生徒も小中学校で965人、高校、特別支援学校では448人、合計1413人（6月1日現在）に及んでいます。子どもたちの心のケアの受診件数は増加しており、一人一人の子どもに寄り添った取り組みが重要となっています。思い切って被災地への教職員の増員・加配を行い、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置もさらに強化すべきです。学校施設の普及整備は、小中学校を含め今年度中に校舎の整備が完了する見込みです。県立高田高校のグラウンドの整備や応急仮設住宅の撤去・集約化でグラウンドの整備進めることが求められています。

地域の意見も踏まえた県立高校の再編計画が策定されました。地域と結び付いた高校、地域に貢献する高校の存続と、何よりも生徒の学習権を守ることが必要です。1学級規模の高校の存続も示されましたが、進学にも就職にも対応できる教員の配置が不可欠です。また高校での少人数学級に取り組むべきです。新規高卒者の県内就職率の向上へ、県教委と県立高校の取り組みを抜本的に強化すべきです。

教育のゆがみと荒廃に立ち向かい、教職員が協力して取り組むためには、教職員を分断し序列化する成果主義賃金制度の導入は見直すべきです。県教委の調査では、県立学校の教員の平均超過勤務時間が昨年度25.4時間、月100時間以上が6.3%（200人）、80時間～100時間が3.9%（146人）となり増加していることは重大です。過労死ラインを超える異常な超過勤務は直ちに是正をはかるべきです。少人数学級の実現と教員の大幅増員を軸に、過大な事務作業の抜本的な改善をはかるなど、異常な教職員の多忙化の解消に全力で取り組むことが必要です。

- 1、深刻さを増すいじめ問題の解決に、教職員、保護者、子ども一みんなの力で取り組むこと。
 - 1) いじめ対策の基本として、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。
 - 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。
 - ①いじめへの対応を絶対に後回ししない、子どもの命最優先の原則・安全配慮義務を明確にすること。そのためにいじめを認知できるように学校ごとに対策と研修を行うこと。
 - ② いじめの情報は、系統的に把握し、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。いじめが発生した場合、できるだけ速やかに「いじめ実態調査」を実施すること。
 - ③子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。
 - ③ 被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。
 - ④ 被害者・遺族の知る権利を尊重し、情報提供を行うとともに、意見を聞いて対応すること。
 - 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。
 - ①教員の多忙化の解消、35人学級の実現、養護教諭・カウンセラーの増員、全ての学校でのいじめ問題の研修など、いじめの解決に取り組む条件整備を進めること。
 - ②教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。「多忙化」の解消に取り組むこと。
- 2、被災地の学校への教職員の増員・加配、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を行い、被災児童・教職員への「心のケア」の取り組みを強化すること。内陸部等に転入した被災児童に対しても行き届いた対応を行うこと。
- 3、県立高田高校のグラウンドの早期整備をはかること。被災した小中学校等の早期の再建整備を進めること。必要なグラウンド等の整備を行うこと。
- 4、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。
- 5、「全国学力テスト」は中止し、抽出調査についても押し付けないこと。「学力テスト結果」の公表は行わないようにすること。教育に市場原理を導入する目標管理型学校経営や県版学力テストの点数を目標とするやり方は見直すこと。
- 6、国・文科省に35人学級の実施を強く求めるとともに、県独自にも35人学級を当面小学校全学年に拡充し、さらに中学校でも全学年への拡充をめざすこと。
- 7、小中学校の統廃合計画については、子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の3点を基本原則にして取り組むこと。住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。被災地の学校の統廃合計画についても、地域住民の合意を貫くこと。小中一貫校は全国で問題が出ており、進めないこと。

8、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。

- 1) 特別支援学校の生徒急増に対応し、緊急課題として教室不足の解消に取り組むこと。特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。国に対し特別支援学校の設置基準を決め、計画的に整備に取り組むよう求めること。男女共用トイレは直ちに解消すること。
- 2) 都南支援学校の跡地への新たな特別支援学校の整備を急ぐこと。釜石祥雲特別支援学校の整備については高等部を含めた一体型の学校として整備すること。北上市内への花巻清風特別支援学校の分教室の設置を進めるとともに高等部を展望し、特別支援学校の設置を検討すること。
- 3) 子どもたちの障がいの複雑化に対応し、軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。
- 4) 「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型をめざし拡充すること。

9、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。

10、県立高校の入試制度の改善にあたっては、生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。

11、新規高卒者の県内就職率 80%をめざし、取り組みを抜本的に強化すること。高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、安定した雇用と県内就職率の向上に努めること。違法な内定取り消しについては、毅然と対応し企業名の公表を行うこと。3年以内の離職率(47.6%)の改善をめざし、実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、憲法、労働法に基づく基本的な権利を盛り込むこと。

12、自衛隊の入隊説明会が県立高校35校で実施されるとともに、自衛隊への体験入隊等が13校で実施されたことは重大です。戦争法・安保関連法によって海外派兵される現実的な危険が生じており、「子どもを再び戦場に送らない」の戦後教育の原点に立ち返った取り組みを行うこと。

13、教員の増員と少人数学級の拡充、事務作業の抜本的な改善で「多忙化」を解消し、教員の専門家としての役割が発揮されるようにすること。過労死ラインを超える超過勤務は直ちに解消するよう徹底すること。司書教諭を専任で配置すること。恣意的な「教員評価」「不適格教員」制度や「教員給与の格差付け」は見直すこと。パワーハラスメント防止対策を強化すること。

部活動については、休養日を徹底するとともに部活動の在り方の改善を図ること。

14、教員採用、管理職昇任制度について、公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止を求めること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。

15、通学路の安全対策を総点検し、地域住民・関係機関と連携して歩道の整備と通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。

- 16、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さず、「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること。
- 17、教師の体罰は生徒の人権を侵害する暴力であり、徹底して根絶すること。軽い処分を見直すこと。部活動の顧問による体罰については、顧問からはずすことを原則とすること。パワハラやセクハラ・不祥事を根絶する具体的対策を講じるとともに、「憲法」と「子どもの権利条約」の精神と内容を教職員にも徹底すること。
- 18、給付制の奨学金を創設し、これまでの奨学金制度も無利子とするなどの改善を国に求め、県としても拡充をはかること。低所得者世帯に対する就学援助を改善・拡充し、高校授業料無償化への所得制限の導入に反対し、県立高校の授業料無償化については、すべての高校生を対象とすること。
- 19、学校給食の食材の放射線量の検査を徹底し、食品の安全を確保すること。中学校までの学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)の実態と問題点を把握し改善をはかること。
- 20、私学助成を拡充し、私立高校の私学就学支援金については実質無料化をめざすこと。これまでの授業料減免の財源を復元し全国並みに拡充すること。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。
- 21、岩手国体の成果を踏まえて、引き続き官民の協力体制を強化し競技力向上にとり組むこと。インターハイ参加者などへの派遣費への補助は廃止せず、競技力向上とスポーツ振興にとりくむこと。埋蔵文化財調査の補助金廃止も行わないこと。
- 22、18歳選挙権に対応し、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づいて主権者教育を進めること。

7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。

東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、津波や水害などの災害で二度と住民の命が失われないように、災害対策を強化するとともに、安全安心のまちづくりを住民の合意で進めることが重要です。大規模な津波からは基本的に避難で住民のいのちを守ることが必要です。同時に、住民の協議と合意を貫いて、コミュニティの維持を原則に高台への集団移転や土地のかさ上げを進めることも必要です。その際、庁舎や病院、学校、商店街などを集約したコンパクトなまちづくりを進めることが重要です。防潮堤の高さや湾口防のあり方を科学的に検証して、住民合意のもとに再建のあり方を検討すべきです。台風10号災害の検証では、雨量や河川の水位状況などを的確に把握して避難情報に生かすとともに、浸水被害想定に基づく避難計画と実践的な訓練の問題を検証することが必要です。行政の防災対策と防災体制の在り方、防災担当職員の研修と養成に取り組むことも必要です。ハード面だけでなくソフト面の対策を強化することが必要です。

原発事故による放射能汚染による影響も深刻なものがあります。地域防災計画の見直し、安全協定の締結など原発事故対策を強化すること。

1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。

- 1) 大規模な津波から住民のいのちを守る基本は、速やかな避難です。小中学校の防災教育を徹底するとともに、住民レベルの防災教育と集落ごとの防災訓練・避難訓練を抜本的に強化すること。避難道路・避難施設を総点検し、整備すること。
- 2) 大震災津波と台風 10 号災害の検証を踏まえ、行政と岩手大学、県立大学等の連携で「防災講座」「防災講演会」を開催し、防災担当者の教育・研修と養成、自主防災組織を対象とした研修など行政職員と県民の防災意識の高揚を図ること。
- 3) 避難施設となっている小・中・高の校舎・体育館、公民館などの耐震診断と耐震改築・改修をはかり、自家発電設備と暖房設備、洋式トイレ等を整備すること。情報設備と必要な人員の配置、食糧備蓄対策を講じること。
- 4) 地震対策の緊急課題として、住宅の耐震改修を積極的に推進すること。
- 5) 要援護高齢者や 1 人暮らし高齢者など災害弱者の実態と情報を共有し、避難計画の策定など具体的な対策を講じること。避難の警報システムを整備すること。全国的な同時多発型の地震への対応も検討すること。
- 6) 自主防災組織の組織化と研修、実践的な訓練など活動への支援を強化すること。

2、集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること。

- 1) 防災集団移転事業による高台移転や土地のかさ上げなどまちづくりに当たっては、徹底した地域住民の協議と合意に基づいて、コミュニティの維持を基本に進めること。浸水した土地については被災前の価格で買い上げるようにすること。
- 2) 住宅の再建を思い切って支援するとともに、戸建てや長屋方式の多様な復興公営住宅の建設で集落の維持をはかること。
- 3) 高台移転などで分散型まちづくりとなることから、高台と役場・公共施設、病院、学校、商店街等を結ぶ交通体系を確立すること。

3、まちづくりの柱となる庁舎、病院、学校などの施設の再建を早期に進めること。JR大船渡線・JR 山田線の復旧と三陸鉄道の復旧を優先して進めること。

4、湾口防波堤の効果を徹底的に検証し、防潮堤の高さについても住民の合意に基づくまちづくりの中で検討すること。

- 1) 大船渡・釜石の湾口防波堤については、破壊の状況と防災効果について、徹底して科学的・実証的に検証すること。その結果を踏まえて湾口防波堤のあり方を見直すこと。
- 2) 防潮堤の高さについては、先に結論ありきとするのではなく、まちづくりのあり方と合わせて、住民の協議と合意に基づいて検討すること。

5、除雪対策を徹底し、除雪とともに排雪の取り組みを抜本的に強化すること。拡幅除雪とともに、歩道の確保対策を講じること。通学路の除排雪と安全対策を講じること。

6、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の火山活動の観測体制を引き続き強化し、継続的で多様な防災訓練を一層強化し、防災教育・啓発の取り組みを系統的に進めること。火山との共生にふさわしい総合的対策を講じること。

7、防災体制の強化をはかること。

- 1) 総合防災室に、防災の専門技術者を配置するとともに、岩手大学・県立大学、東北大学と連携し、市町村の防災担当者を対象とする「防災講座」を実施するなど、防災担当者の研修・教育・訓練を強化すること。
- 2) 要をなす消防職員は基準人員の70.9%(15年4月現在)にとどまっており計画的に増員(809人増)を図ること。
- 3) 消防団員の確保と待遇の改善、地域住民による自主防災組織の育成・訓練の強化に取り組むこと。災害時の消防団員の安全の確保対策を講じること。県消防学校の施設、体制の改善・強化をはかること。

8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC 誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること

津付ダム建設事業は中止となりましたが、築川ダム建設事業は進められています。不要不急、ムダと浪費の大型開発・大型公共事業を総点検し見直すこと。

東日本大震災津波の復興は、被災者の生活再建と生業の再生を最優先課題に位置付け、被災地の復興事業を優先すべきです。復興道路の整備も必要ですが、あくまでも被災者の生活再建と生業の再生を最優先に復興事業を進めること。大型開発優先とならないようにすべきです。

公共事業も学校の老朽校舎の耐震化、改築・改修や特養ホームなど福祉施設の整備、県営住宅や下水道整備など福祉、生活密着型に転換し、地元中小企業への仕事を増やすべきです。

雇用促進住宅は、51団地、119棟、4430戸となっていますが、12団地、29棟、1056戸に入居しています。うち被災者のみなし仮設住宅として235戸に入居しています。38団地、88棟、3400戸が廃止決定住宅となっています。入居者の追い出しが進んでいますが、被災者のみなし仮設住宅としても、地域の町づくりにとってもなくてはならない役割を果たしています。国の一方的な廃止決定を撤回させ、入居者の生活を守ることは重要です。

- 1、津付ダム建設事業(141億円)は中止となりました。築川ダム建設事業は進められていますが、あらゆる段階で見直しを検討するとともに、自然環境・生態系の維持が図られるようにすべきです。
- 2、大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの維持管理など生活密着型に転換し地元中小企業の仕事を拡大すること。
- 3、港湾整備事業(総事業費1354億円)は、計画と実績が大きく乖離しており、大震災津波の被害状況を踏まえ抜本的に見直すこと。

の花巻空港整備事業(310億円うち県費270億円)も当初の計画と目標から大きく乖離し、利用客は大幅に減少しており、事業の検証を行い今後に生かすこと。

- 4、県の大規模事業評価専門委員会の審議は県の立場に偏重しており、結果的に県の追認機関となっています。委員会の審議の在り方、人選についても地域住民の意見や専門家の意見聴取を行い科学的・専門的な審議が行えるよう見直すこと。
- 5、農家の利用の見通しが見つからない馬淵川沿岸水利事業(国営495億円、県営115億円)や八戸平原水利事業(国営510億円、県営200億円)などは、計画と実態を検証し、抜本的に見直すこと。
- 6、盛岡市がすすめるオムニバスタウン計画(交通渋滞対策)、パークアンドライドの取り組みを支援するとともに、住民の利便性が向上するよう改善をはかること。公共交通機関の充実で、市内中心部への自動車乗り入れ総量を規制するなど、歴史と文化を大切にしたい城下町にふさわしい町づくりを進めること。
- 7、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。
 - 1) 被災者のみならず仮設住宅として活用するとともに、今後の活用策を検討すること。
 - 2) 「派遣切り」や「雇い止め」となった労働者の入居を速やかに行うこと。継続して入居できるよう徹底すること。入居者に対する一方的な退去勧告は撤回し、中止すること。
 - 3) 雇用促進住宅の果たしている役割を評価し、国に廃止の撤回を求めること。自治体に譲渡する場合は、無償譲渡など特別の財政支援を行うこと。
 - 4) 県は市町村と協力し、入居者の生活を守るためあらゆる手だてを尽くすこと。
- 8、県民の要望が強い県営住宅の新增設を進めること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること。駐車場のあり方(1世帯1台)を見直し整備すること。
- 9、空き家対策とともに安価な若者住宅の整備に取り組むこと。
- 10、資材と労賃の高騰等に対応した効果的な入札制度に改善すること。
 - 1) 復興事業の進展に伴い、資材・労賃の高騰、建設職人の不足と工期の延長などの事態が生じています。災害公営住宅の建設や防潮堤の整備など復興事業が停滞することのないよう、適正な建設単価の見直しを求めるとともに、効果的な入札を進めること。
 - 2) 公共事業の発注にあたっては、下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し引き上げること。制定された「公契約条例」に基づき、公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を優先すること。
 - 3) 分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。
- 11、地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消の対策を講じること。
- 12、ILC(国際リニアコライダー)誘致の取り組みは、学会の提言を踏まえ、国の財政状況、学会での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて、過大な取り組みにならないよう進めること。

9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。

東日本大震災津波から5年9ヶ月余が経過しましたが、東京電力福島第一原発事故は収束するどころか、放射能汚染水が増え続け、海洋への大規模な放射能汚染の危機、非常事態に直面しています。福島原発事故は、人類と原発は共存できないことを明らかにしました。県として「即時原発ゼロ」を政治決断し、国に対し原発から撤退する計画を策定するよう求めるべきです。

原発からの撤退と同時並行で、自然エネルギーの本格的導入と、低エネルギー社会の実現に向けて全国に先駆けて取り組むべきです。岩手県地球温暖化対策実行計画で提起している温室効果ガス排出量の削減目標(1990年比で2020年までに30%削減)を実行するためにも、全国第2位の推定利用可能量があるとされている再生可能エネルギーの本格的導入が必要です。また、排出量の48.8%を占める産業・民生業務部門と21.0%の運輸部門の大幅な削減を進めるべきです。

県が進める盛岡広域ゴミ処理計画は、大型焼却炉の導入と一体であり、大量のゴミ焼却のためゴミの減量に逆行し、自治体に過大な負担を押しつけるものとなりかねません。大震災津波と原発事故の教訓を踏まえ広域化計画を見直し、ゴミの「焼却中心主義」「埋め立て中心主義」からの脱却をはかるべきです。

ゴミの減量のためには、何よりも住民参加で、ゴミの多品目分別とリサイクルを徹底することが必要です。

県庁舎は議会棟を含め全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底して受動喫煙防止の対策を徹底すること。受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。

- 1、「即時原発ゼロ」の方針を県として打ち出し、国に政治的な決断を求めること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。
- 2、原発の再稼働、輸出の中止を求めること。高レベル放射性廃棄物の最終処分地問題では、一部の学者が北上山地(沿岸部)を地質的に有望と指摘していることから、将来にわたって最終処分地にしないとする岩手県宣言や最終処分地にしない県条例の制定を検討すること。
- 3、自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。

- 1) 地球温暖化防止に真剣に取り組むこと。県が独自に決定した8%削減目標の達成めざしあらゆる対策を講じること。特に排出量の69.8%を占める産業界の取り組みを重視して、自主努力にとどめず削減協定を締結するなど具体的に進めること。家庭部門についても実効性のある具体的な対策を講じること。
- 2) 地球温暖化防止についての啓発・学習の取り組みを学校、地域、職場などあらゆるところで、草の根から取り組むこと。
- 3) 2020年めざす30%削減目標を達成するために、目標にふさわしい戦略と具体的な方策と行程表を策定し取り組むこと。

- 4) 自然エネルギーの活用を大幅に拡大すること。太陽光発電や風力、小水力、木質バイオマスなどそれぞれの具体的な目標と計画を立て強力に推進すること。

4、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。

- 1) 有害廃棄物の早期撤去、廃棄物の全量撤去にとりくむこと。
- 2) 専門家の協力と地域住民の参加で解決に取り組むこと。そのために、定期的な現地説明会を開催するなど地域住民に対する説明責任を果たすこと。
- 3) 産業廃棄物の不法投棄の根絶をめざし、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。

5、県の盛岡広域の「ゴミ処理広域化計画」と大型焼却炉導入(熔融炉)は見直すこと。

- 1) 盛岡広域3市5町のごみを盛岡市1カ所に集中させる「ごみ広域化計画」は、ごみの減量・リサイクルに逆行するとともに、何よりも焼却施設周辺の住民に大きな影響を与えるものであり、地域住民が求める分散型に見直すこと。焼却施設周辺の小学校におけるぜんそく罹患率が高い実態と原因について調査すること。
- 2) 大型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となり、ゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しをはかるとともに市町村に押しつけないこと。
- 3) 小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。
- 4) 新たな焼却施設の整備にあつては、地域住民との覚書等を守り、住民合意を大前提にして進めること。一関市の場合もこの立場を堅持して進めること。

6、PM2.5の観測体制を抜本的に強化すること。焼却場周辺の観測も行うこと。

7、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。

- 1) ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取り組みを強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取り組みを抜本的に強化すること。
- 2) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。

8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。

- 1) 健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を、県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実をはかること。
- 2) 中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚などの被害実態調査も行うこと。

- 3) アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うにあたっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。
- 4) 中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。
- 5) 県としてアスベスト検査体制を確立すること。

9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。

- 1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。
- 2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。

10、2・4・5-T系除草剤の埋設処分問題では、国の責任で恒久対策を講じるよう引き続き求めること。

11、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。

12、大型開発・公共事業の乱開発を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。

13、県庁舎は議会棟を含め全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底めざし、受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。

10、存在意義を失った競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。

競馬事業は、わずか1票差で330億円融資を決め継続となってから10年目を迎えています。わずかな黒字を続け、今年初めて5000万円の元金返済のめどが示されていますが、330億円の元金返済のめどはまったく立っていません。派遣している県職員の人件費等を考慮すればこれまでの事業計画は事実上赤字で破綻状態といわなければなりません。現状は地方財政に寄与するという公営競馬の存在意義はまったく失っています。競馬組合の破綻した原因と責任を明らかにして廃止を含めて今後のあり方を検討すべきです。

- 1、競馬事業の継続に当たっては、必要な修繕費と改修計画を示し、競馬事業が継続可能かどうかを検討して進めること。
- 2、地方財政に寄与するという存在意義を失っている県競馬組合は、330億円融資の元金返済の見通しもなく、コスト削減も限界にきており、廃止を含めて今後のあり方を検討すること。
- 3、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬管理者であった前知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。

11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。

国民のプライバシーにかかわる個人情報の漏えいと国家による監視強化が懸念されるマイナンバー制度は、昨年10月から「通知カード」が送付され、今年1月から「個人番号カード」の交付が行われています。マイナンバーの通知自身が、県内でも6423世帯に届いていません(10月末現在)。個人番号カードの申請件数は114595件で9.0%にとどまっています。マイナンバーは、国民にとって何の利益もなく、情報漏えいを防止する手立てがなく、国家による国民の監視強化につながるものです。マイナンバー制度は、国、県、市町村や企業などにとって巨額の経費がかかり、利権の構図さえ指摘されています。マイナンバー制度の中止を求めるべきです。

安倍政権の暴走政治は、戦争法の強行と軍事費増、消費税増税、社会保障改悪でも進められてきました。その犠牲は地方経済、地方自治体に深刻な形で現れざるをえません。この間、市町村合併と地方財政削減、社会保障などの最低基準を決めた「義務付け・枠付け」の見直しなどによって、「住民福祉の機関」としての自治体の機能と役割の弱体化、住民の福祉とくらしの破壊、地域経済の衰退が加速し、地方自治体の危機が進行しています。「住民福祉の機関」としての地方自治体の役割が果たせるよう、国に必要な財源の確保・保障を求めるべきです。地方自治の変質と破壊をめざす「道州制」にはきっぱりと反対し、地方自治の拡充をめざすべきです。

財政危機の押し付けと「平成の大合併」の号令のもと、県内の市町村数は58から33に4割減となりました。合併した市町村では周辺地域の衰退や地域住民の声が届かないなどの問題が明らかになっています。平成の大合併の検証こそ実施すべきです。合併市町村が大幅な地方交付税の削減とならないよう特別の対策を求めるべきです。

この間、全国的に警察における捜査費、捜査報償費、旅費、超過勤務手当などの公金不正支出が明らかになりました。これは全国的な構造的な問題であり、県警察本部においても不正支出問題と併せて捜査費、捜査報償費などの総点検を行うべきです。

1、国民のプライバシーを侵害し、国民にとって何の利益もないマイナンバー制度の中止を求めること。

2、「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。

- 1) 地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めること。
- 2) 地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。

3、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。

- 1) 「平成の大合併」の検証を行い、住民の声が届く住民自治が貫ける市町村のあり方をめざすこと。そのために県は支援を強化すること。
- 2) 広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取り組みを進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。
- 3) 合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。

4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。

- 1) 犯罪の防止・摘発、オレオレ詐欺、交通事故等県民の安全を守る警察の取り組みを強化すること。要望の強い信号機の設置など交通安全施設の整備を抜本的に強化すること。
- 2) 東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動を引き続き強化すること。遺族等の要望を踏まえた湾内での捜索活動等を重視すること。
- 3) 捜査報償費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。
- 4) 警察の不祥事の根絶をめざすこと。岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑の捜査もみ消しと警察幹部の天下りなど関係機関との癒着を正すこと。

5、「官から民へ」のかけ声で公共福祉の仕事を投げ捨てる「規制緩和」「地方行革」路線は見直すこと。

- 1) 指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、制定した「公契約条例」の立場に立って、適正な労働条件の確保ができるよう検証すること。県の事業で非正規労働者の増加やワーキングプアを生まないように労働条件の改悪・低下などがあれば見直しを行うこと。
- 2) 指定にあたっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的対策を講じること。指定管理者制度そのもののあり方を根本的に検証し、見直すこと。

6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。

- 1) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。
- 2) 必要な情報を公開し、住民参加を広げるよう積極的に取り組むこと。
- 3) 各種審議会の委員は兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用をはかること。

7、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにする。

8、県の広域振興局のあり方については、県南広域振興局、総合支局、出張所のあり方を総点検し、メリット、デメリットを明らかにし見直すこと。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取り組みが円滑に進められるようにすること。市町村の意見と要望、県職員の声と創意を大事にして進めること。

9、県職員の超過勤務の実態を調査し、月80時間、年間360時間を超える超過勤務の是正を図り、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握は厚生労働省通知に基づいてタイムカードやパソコン等で客観的に把握すること。

県職員の賃金引き下げとなる総合的見直しは行わないこと。国の「総人件費抑制政策」に追随してきた県人事委員会の在り方を抜本的に見直すこと。

12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を

日本の男女平等の現状は、世界経済フォーラムが毎年示す「2016年男女格差指数」調査〈ジェンダー・ギャップ指数〉で144か国中、過去最低の111位となっています。顕著なのは、女性労働者の賃金が非正規を含むと男性の半分にすぎないことです。女性に対する格差と差別の是正のために、いま求められているのは国連女性差別撤廃条約に基づく実効ある施策を具体化し実行することです。妊娠・出産、育児休業取得を理由とする解雇など違法な差別も横行しています。県として、国連女性差別撤廃条約を具体化し、社会のあらゆる分野で女性差別を一掃する取り組みを進めるべきです。

「男女共同参画推進条例」に基づき、雇用・就職の場での男女差別の解消など女性が働き続けられる実効性のある対策を強化する必要があります。夫婦間暴力いわゆるDV防止法に基づく実効ある対策を強化すべきです。女性と青年の声が活かされる県政を進めることは、活力ある県政を推進する上でも、重要な課題です。

低賃金や雇用破壊、長時間労働、蔓延するブラック企業・ブラックバイトなど、若い世代はその矛盾を深刻に受けています。「働くなら正社員があたり前」の政治と社会の実現に取り組むべきです。不登校や青年の引きこもりへの抜本的対策、世界一高い大学の授業料など学費負担を軽減し、給付制奨学金制度の創設と拡充が必要です。

1、国連女性差別撤廃条約の具体化をはかり、普及する取り組みを強めること。

女子差別撤廃条約選択議定書や、ILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約の具体化・実現をめざすこと。

2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。

- 1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など、働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。
- 2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。
- 3) 所得税法56条の廃止など自営業・農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。
- 4) 乳幼児医療費助成の対象を、当面、小学校卒業まで拡充し現物給付化すること。待機児童を解消する認可保育所の増設・整備、育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会をめざすこと。
- 5) 夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化をはかり、一時保護施設の整備など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。
- 6) 選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めること。
- 7) ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。生活保護基準以下の世帯には生活保護受給を進めること。
- 8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性と青年を積極的に登用すること。

3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。

- 1) 若者を使い捨てにするブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めること。青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援を強化し、とりわけ県内就職の取り組みを強化すること。
- 2) 県立高校の授業料無償化への所得制限導入に反対し、すべての高校生を対象としたものとする。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料の値上げは行わず、授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を創設すること。
- 3) 青年の定住をめざし、魅力ある町づくりを進め、スポーツ、レクリエーション施設の充実、青年向け県営住宅と家賃補助などの対策を進めること。
- 4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、就労支援などの取り組みを強化すること。NPOや民間団体の取り組みを支援すること。
- 5) 18歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子どもの権利条約に基づく主権者教育を進めること。

13、南スーダン PKO への新任務付与に反対し、撤退を求めること。戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を

安倍政権は、11月15日、南スーダン PKO 派兵部隊に戦争法に基づいて「駆け付け警護等の新任務付与」の閣議決定を行いました。今、内戦状態の南スーダンに派兵されている自衛隊の部隊は岩手駐屯地約30人を含む東北の部隊です。「殺し殺される戦争に参戦させられる現実の危険」に直面しています。東日本大震災津波や台風10号災害で献身的に人命救助等に取り組んだ自衛隊員を憲法違反の戦争で犠牲にしてはなりません。国民多数の反対の声を踏みつけにして憲法違反の戦争法(安保法制)は廃止すべきです。知事として、戦争法廃止・立憲主義回復の一点で、県内での県民の共同と野党の共同を広げる役割を果たされるよう期待します。

安倍政権は、沖縄の圧倒的県民が反対している名護市辺野古への米軍新基地建設を強行しようとしています。これは地方自治と民主主義を蹂躪する暴挙です。新基地建設を阻止することは「沖縄、そして日本の未来を切り開く」(翁長知事)たたかいです。22年前の大冷害(平成5年)の際、沖縄県石垣島で種もみを栽培していただいて以来、沖縄県と岩手県は友好協力の関係を築いてきました。こうした経緯を踏まえて沖縄県民への連帯を表明し、いわて県民の取り組みを強化することは特別に重要な課題です。

12月13日には、米軍機オスプレイが名護市の海岸近くに墜落する重大事故を起こしました。事故原因も示さず6日後に運航再開したことは許されない暴挙です。政府はアメリカいいなりにオスプレイの本土への配備を進めています。沖縄にも本土にも危険なオスプレイの配備と飛行訓練は許されません。また、岩手県を含め全国で危険な低空飛行訓練を行うとしています。県内ではこれまで2度にわたって米軍機の墜落事故が起こっており、さらに危険なオスプレイの低空飛行訓練は絶対に許されるものではありません。

被爆国日本の国民の切実な願いであり、人類的課題である「核のない世界」・核兵器廃絶に向けて、来年から国連で核兵器禁止条約の締結に関し協議が進められようとしています。画期的な前進です。これに反対した被爆国の日本政府の態度は許されない対米追随の極みです。

世界では反戦・平和、国連憲章に基づく平和の秩序を求める流れが大きくなっています。国内では憲法9条守れの運動は7507(県内では81)を超える草の根からの「9条の会」の運動として広がっています。

憲法違反の自衛隊の海外派兵は速やかに中止、撤退を求めること。県民にとって重大なことは、海外派兵に踏み出す危険のある自衛隊に毎年約100人程度の高校生が就職していることです。「子どもを再び戦場には送らない」の立場で取り組むことが必要です。

- 1、内戦状態にあり、PKO5原則に反する南スーダンPKOへの「駆けつけ警護」に反対し、撤退を求めること。IS空爆への後方支援など、憲法違反の「武力行使」となるあらゆる動きに反対すること。
- 2、憲法違反の戦争法(安保法制)の廃止を国に求めること。
- 3、オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、中止を求めること。米軍機の超低空飛行訓練の中止を求めること。
- 4、「核兵器廃絶平和宣言」(98年6月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。とくに、「日米核密約」の存在を踏まえ、名実ともに非核3原則の厳正な実施を求めること。核兵器廃絶を主題とした国際交渉の速やかな開始など「核兵器のない世界」に向けて積極的なイニシアチブを発揮するよう国に求めるとともに、県としても取り組むこと。
- 5、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び、啓蒙する取り組みを行うこと。
- 6、日米の軍事一体化・米軍支援をめざす岩手山演習場での日米共同訓練に反対すること。
- 7、国民を戦争に動員する有事立法・国民保護法制の廃止を要求すること。ありえない日本への攻撃を想定した岩手県国民保護計画は、県民を戦争態勢に動員するものであり、県民を動員する訓練などは行わないこと。市町村に対しても計画策定を押し付けないこと。
- 8、憲法を敵視し、侵略戦争を美化する育鵬社と自由社「歴史教科書」に、事実に基づいた検証を進め、侵略戦争を美化する動きを、芽のうちに摘み取る草の根の取り組みを広げること。

以 上